

六 労使関係

(一) 労使関係の概況

一 昭和二八年の労働運動は、講和条約の発効、占領制度の解除によつて生じた新しい労使関係を基調として展開した。前年秋の大規模な炭労、電産ストに典型的にあらわれた労使の対決は、民労連の結成という組合内部からの批判を生みながらも、基本的にはほぼ同じ形で本年に持ち越された。国際収支の赤字を企業合理化によるコスト切下げ等によつて解消しようとする使用者側の方針に対して、総評はこれをMSA受入の問題と関連せしめて、「平和的経済建設と中国等への貿易の平和的拡大のみちをすてて、戦争経済と市場争奪戦の方向をいそいでいる」(総評一月発表「今後の斗争方針」)と批判し、合理化反対斗争を軸とする「最低賃金法制定、軍事予算粉碎、首切り・行政整理反対、スト禁止法反対、教育防衛等一連の反動政策反対斗争」(同右)をその春季斗争のスケジュールとした。

二 総評傘下の各単産の春の賃金要求にあらわれた特徴は、以上のような総評の方針にのつとり、ベース賃金の克服、職階制賃金の打破に重点がおかれたことである。すなわち、その要求は前年の賃金綱領を確認しながらも、更に一步具体化させた形となり、一律方式(私鉄)、標準労働者方式(鉄鋼)、一律プラス・アルファ方式(紙パ、合化労連)、最低賃金の上に熟練度をみとめた全自動車方式等の要求となつてあらわれた。

三 しかし、この春の賃金斗争は、使用者側の態度が強硬になるにしたがい、かなり困難な斗争になり、二月の私鉄を皮切りに日通、鉄鋼、化学、金属鉱山、紙パルプ、海員、港湾、造船、電機機器、自動車、繊維等広範な産業分野に亘つて展開された。

賃金斗争は、全自動車が途中で一時金斗争に切替えたのを除けば、それぞれ妥結を見たものの、それらは必ずしも組合側の要求が充分受け入れられたとはいえなかつた。

四 このようにして賃金斗争が展開されていた折柄、三月一四日には第四次吉田内閣不信任案が可決され、衆議院が解散されたので、総評はただちに斗争の重点を選挙斗争に集中し、総評推せん候補者のうち衆議院七六名(左社七二名、労農四名)、参議院一四名(左社一三名、無所属一名)の当選をみるにいたつた。

五 これよりさきに前年秋の炭労、電産ストを契機として「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案」が第十五回特別国会に提出されて審議未了になつていたが、選挙後に召集される第十六特別国会にふたたびこれが提出される見通しが強くなつた。これに対して総評では五万の幹事会で、1)全国的に六月中旬を期して賃と要求の貫徹、スト規制法案阻止のため労働者大会を開き斗争の前進をはかる、2)スト規制法案その他労働組合弾圧法案阻止のために全国的ストライキを行う、との基本方針を打出し、傘下各組合を動員するとともに新たに勢力をました院内の革新政党にも働きかけて、スト規制法反対斗争を強化することにより同法案を審議未了に終らせようとして、七月中に三波に亘る実力行使を試みた。

しかし、この反対斗争は後に述べるような理由から十分な効果をあげることができず、同法案は遂に衆参両院でそれぞれ可決されるにいたつた。

六 このような総評系組合の動きに対し、「総評近来の方針と行動は、基本綱領の線を著しく逸脱し、そのため極左の跳梁を許し世論の支持を失い、反動政府にスト制限の口実を与える等、斗いを主張しながら労働運動後退の索因を生み出している」という総評批判の中から同志的結合機関として民主主義労働運動連絡協議会の結成ら(二月一四日)が行われた。更に五月にひらかれた民労連最初の全国代表者会議では「中央においては総評と一致して行動出来ない面につき独自の活動を推進し、一方地方は地方総評に対抗する地方民労連組織の拡大強化を図る」ことを決定するまでにいたつた。したがつて民労連は、七月の総評大会では本部提案の運動方針に強く反対し、海員、全織等四単産の共同提案として運動方針代案を提出したが否

決された。八月の第二回全国代表者会議では「総評外にあつて新たな民主的労組の結集にのり出す」ことが確認され、後に行われた海員、全織等民労連系主流組合の総評脱退はこの確認が行動に移された結果である。

七 一方、使用者側を代表する日経連は、四単産の総評批判の動きに呼応して、五月には基本的労働対策を発表し、国民経済繁栄のために労使の協力を提案した。しかし同時に「組合の性格如何にかゝらず、安易なる妥協や不当な媚態的手段はとるべきでなく、経営者の基本的立場を明確にすべきである」(労使協力関係の研究に関する件)と使用者側の態度を明らかにしている。

八 このような労使の動きの中で、五月から七月にかけて全造船、全日通、全専売、日教組、国鉄、全電通、私鉄、全通等主要全国組合の大会が各地で開かれた。これらの大会を通じていえることは、第三勢力、平和勢力等の規定をめぐる国際情勢の分析、国際自由労連に関する問題等が殆んどどの組合でも討論されたことで、国鉄、私鉄の二組合はついに国際自由労連脱退を決議した。また、電産、日通、全通等では組織の問題とくに第二組合対策が、合理化反対斗争の一環として取上げられたのも本年の大会の特徴といえる。

九 七月の八日から一一日にかけて開催された総評第四回定期大会は、時あたかも一方においてはスト規制法反対、内灘の軍事基地化反対等の斗争が行われている最中であり、他方においては日経連や民労連の総評批判が打ち出されていた際でもあるので、内外の注視をあつめた。この大会では、前に述べたように本部提案の運動方針に対する民労連系組合の共同提案になる代案をめぐる紛糾したが、結局本部案が若干修正されて可決された。本年度の主要目標としては、前述した主要組合大会の動きを反映して、1)賃金値上げのたゞかikai、資本家的合理化反対、2)組合活動の自由、弾圧法規■ファツシヨ化反対、3)平和擁護、平和経済の建設、4)労働戦線の統一、国際労働との連繋、5)階級政党、平和勢力の拡大等が確認された。

使用者側や民労連系組合の批判札もかかわらず、総評はこの大会において従来の方針を一步進めたが、それがまたのちに微妙な内部対立を生む原因ともなつた。

一〇 スト規制法の国会通過と概ね時期を同じくして、石炭大手筋各社では人員整理案を発表した。そのため炭労では、後に述べるようにただちに合理化反対斗争に立上つたが、結局は三鉱連の「独走」となり、ここで労使ははげしく対決した。この三鉱連の長期斗争は遂に使用者側を譲歩させて会社側の当初人員整理案撤回をかちとつたが、総評の企図した炭労、全駐労の人員整理反対斗争を軸とする全産業的一大共同斗争にまで秋季斗争を高める契機とはなりえなかつた。

一一 一方、秋の賃金斗争は、人員整理問題に集中していた炭労の立おくれ、組織分裂にわざわざいされた電産の斗争力の弱体化を反映して、電機労連傘下組合の動きが活発であつたほかは、例年になく氣勢が上らなかつた。しかし、一一月からは仲裁々定の完全実施と年末手当の要求を掲げた三公社五現業と、人事院勧告実施及び年末手当獲得を掲げたその他の官庁労組が、第一六、一七国会の審議を山として、強力な共同斗争を展開した。

一二 「資本家のMSA受入と本格的な再軍備体制の確立をねらう合理化攻勢」(総評斗争スケジュール)に対処する事を当面の目標として組まれた総評の秋季斗争方針は、その実施にあつて以上のようにかならずしも順調な推移を辿つていない。しかし「守勢から攻勢へ」のスローガンの下に開かれた産業防衛共闘全国大会で取上げられた平和経済プランや労働戦線統一の問題は、平和経済国民会議の動きにもみられるように、中小企業労働者の問題、婦人・年少者の問題、労農市民提携の問題をふくめて漸次進められつつあつた。

なお、駐留軍関係労務者の最初の全国的なストライキ(八月)をはじめとする米軍管理下の労働者や特需工場労働者の斗争、各地にひろがつた基地反対斗争、松川事件に対する抗議等が、本年に入つてかなり大きな規模で行われるようになったことも、労働運動の新しい性格を裏書きするものとしてとくに注意される。

一三 その他、国際的な労働運動に関連して、九月にILOと国際自由労連の二つのアジア地域会議が東京で開かれた。

ILOアジア地域会議の主なる議題は、「賃金に関する問題」、「労働者住宅問題」、「年少者の保護問題」であつたが、ILO事務局総長はこの会議で「アジア的貧困解決のために」「労働力の安価で豊かなアジアでは、先進国のように労働の生産性を高める方式とは別の方式が必要である」と示唆している。この会議の最大の収穫は、「アジア地域の開発のための資本の国際活動」であるといわれている。

一四国際自由労連のアジア地域大会は、ILO会議とともに日本労働運動史上はじめての国際的労働会議として内外の注目をあびた。この会議では自由労連本部のオールデンブルック書記長が、日本の総評は政治的偏向をおかしていると報告したのに対し、日本代表がこれを反撥して「総評一本で国際自由労連に加盟するには、なお長時間の教育が必要だ」と発言している。

なお海外における目立つた労働組合の会議としては、その任務を「行動の統一を一そう拡げることにある」(ルイ・サイヤン書記長)とした世界労連主催の第三回世界労組大会が、一〇月ウイーンで開かれたことをあげることができよう。この大会には、わが国からも労働組合の代表が一二名参加したが、そのうちの大部分は世界労連に加入していない組合からも派遣されたものである。

一五 このような労使関係の動きの中に、「わが国経済の実勢その他の諸情勢に即応し、国民全体の基盤に立つて、国民多数の納得と協力かえられる労働政策を樹立し推進する」(労働問題協議会設立趣意書)ための機関として、九月に労働問題協議会が発足したことが注目される。この協議会は各界の有識者の中から労働大臣によつて委嘱された委員が、国民経済的基盤の上に立つて労働問題の基本的な重要事項について隔意のない意見を交換することを目的とするもので、労働問題解決のための労使の話合の場所としてその成果が期待されている。

六 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(1) 労働組合の組織状況

一六 終戦後急速に増大したわが国の労働組合組織は、二四年上期を頂点として爾後玉年間減少を続けたが、二七年よりやや増加に転じ、二八年も引続き対前年約一二万人の増加をみた。

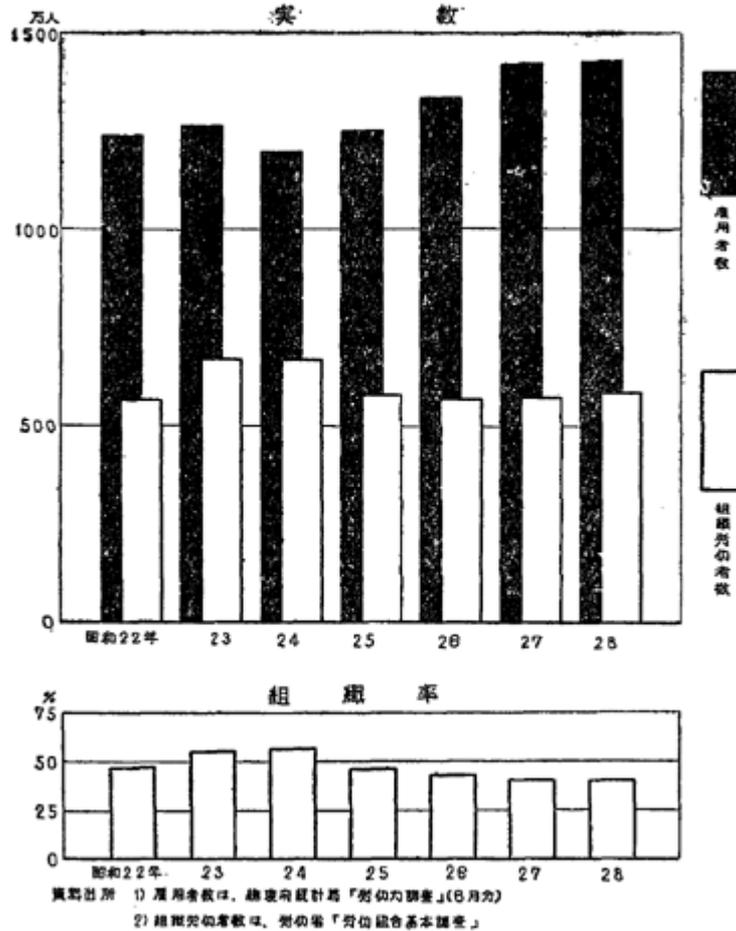
すなわち、二八年六月末現在において組合数は三〇、一二九組合、組合員数は五八四万人で、二七年よりそれぞれ二、二七八組合、一二万人の増加である(第一六一表参照)。

一七 組合数の増加は、教育関係における一、六五三組合の増加が主なもので、これは、従来郡単位に組織されていた日教組の下部組織が、地方公務員法の一部改正の発効と関連して市町村単位に編成替えされるものが多くみられたためである(第一六一表参照)。

一八 組合員数の増加は、主として労働組合に関する法規の一部改正乃至適用の変更等に基くものであり、増加の著しかった産業は通信業(七万人増)、林業(一万六千人増)である。これは、二七年七月の法規改正により国家公務員法から公労法の適用下にもたらされ、団交権を回復した全通、電通、全林野等の組合において組合が整備された結果によるものと考えられる。また、二七年六月国家公務員特別職の枠を外され、組合活動の新段階に入った駐留軍労組の伸長(三万五千人増)が目立っている(第一六二表参照)。

第39図 年別雇用者数及び組織労働者数

第39図 年別雇用者数及び組織労働者数



第161表 年別組合数及び組合員数

第161表 年別組合数及び組合員数

年 月	組 合 数	組 合 員 数	組合員数の 対前年比較	推 定 組織率
昭和22年6月末	23,323	5,692,179	+2,011,162	46.8
23 //	33,926	6,677,427	+ 985,248	54.3
24 //	34,688	6,655,483	- 21,944	55.7
25 //	29,144	5,773,908	- 881,575	45.9
26 //	27,644	5,686,774	- 87,134	42.6
27 //	27,851	5,719,560	+ 32,786	40.2
28 //	30,129	5,842,678	+ 123,118	40.9

(注) 推定組織率は組合員数を「労働力調査」の雇用者数で除して算出。

一九このような組合員数の増加は、その間における雇用者数が殆んど増加していないために組織率の増大をもたらし、二七年四〇・二%であつた推定組織率は、二八年には四〇・九%となつた(第三九図参照)。

二〇 しかし,以上のような組合組織は依然として大規模事業所が大部分で,小規模事業所においては殆んどが未組織の状態である。このような状態を正確に示す資料はないが,一応その手がかりとなるものとして作成したのが第一六三表である。これによつてみると,製造業における規模五〇〇人以上の事業所の組織率が九〇・一%,一〇〇人~四九九人が六九・三%であるのに対し,二九人以下の事業所においてわずか四・五%が組織化されているにすぎない。

二一 すなわち,食料品,衣服及身廻品,木材及木製品,家具及建具など小規模事業所の多い産業部門においては,組織率が低く,いずれも二〇%以下の組織率となつている。これに対し大規模事業所の多い重化学工業部門においては化学工業(七三・六%),第一次金属(六九・三%),ゴム製品(六七・八%),電気機器(六七・五%),輸送用設備(六五・六%)と組織率は高くなつている(第一六三表参照)。

第162表 産業別組合数及び組合員数

第162表 産業別組合数及び組合員数—(2—1)

産 業	組 合 数	対前年 比 較	組 合 員 数	組 合 員 数 の 対前年比較
全 産 業	30,129	+ 2,278	5,842,678	+ 123,118
農業林業及び狩猟業	658	- 77	66,360	+ 16,144
漁 業	117	- 8	33,895	- 10,527
鉱 業	1,190	- 12	465,392	- 11,808
金 属 鉱 業	208	+ 26	60,880	+ 3,142
石 炭 鉱 業	744	- 41	378,242	- 10,829
そ の 他	238	+ 3	26,270	- 4,121
建 設 業	1,709	- 43	267,890	- 7,937
製 造 業	9,139	- 152	1,872,460	+ 32,772
紡 織 業	1,143	+ 5	396,334	+ 27
紙及び類似品	302	+ 10	60,906	+ 1,808
印刷出版及び類似業	514	+ 11	75,768	+ 4,452
化 学 工 業	971	+ 5	239,389	+ 5,514
石油及び石炭製品	70	- 14	11,904	- 949
ゴム製品製造業	184	- 4	44,288	+ 3,971
第一次金属製造業	536	- 50	212,750	- 4,252
金属製品製造業	477	+ 16	47,236	+ 5,717
機 械 製 造 業	1,135	+ 30	156,117	+ 10,957
電気機械器具製造業	525	+ 5	141,032	+ 5,797
輸送用機械器具製造業	517	- 35	209,515	+ 17,234

第162表 産業別組合数及び組合員数—続き(2—2)

産 業	組 合 数	対前年 比 較	組 合 員 数	組 合 員 数 の 対 前 年 比 較
そ の 他	2,765	— 131	277,221	— 6,476
卸 売 及 び 小 売 業	1,358	+ 7	142,151	+ 2,727
金 融 保 険 及 び 不 動 産	1,212	+ 30	266,830	+ 19,169
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	6,663	+ 616	1,394,082	+ 24,928
陸 運 業	2,848	+ 101	661,825	+ 10,413
水 運 業	139	— 89	98,328	— 46,175
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	758	+ 91	124,603	— 13,493
通 信 業	1,986	+ 440	324,647	+ 69,084
熱、光及動力供給業	719	+ 23	151,616	+ 399
そ の 他	213	+ 50	33,063	+ 4,700
サ ー ビ ス 業	5,062	+ 1,733	876,010	+ 36,455
自 動 車 修 理 業 及 び ガ レ ー ジ 業	106	— 8	17,473	— 4,661
そ の 他 の 修 理 業	74	— 11	9,737	— 9,526
映 画 業	96	— 18	12,570	— 3,235
映 画 以 外 の 興 業 娯 楽 劇 場 及 び 附 随 事 業	33	+ 4	3,056	+ 664
教 育	3,309	+ 1,653	609,006	+ 17,614
駐 留 軍 関 係	123	+ 24	116,922	+ 34,753
そ の 他	1,321	+ 89	107,246	+ 846
公 務	3,016	+ 181	456,869	+ 20,570
分 類 不 能	5	+ 3	739	+ 625

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第163表 製造業事業所における規模別推定組織率

第163表 製造業事業所に

産 業	合 計			29 人 以 上		
	雇用者数	組合員数	比率	雇用者数	組合員数	比率
合 計	3,993,973	1,828,819	45.8	1,359,304	61,592	4.5
食 料 品	340,814	65,569	19.2	213,956	5,847	2.7
紡 織 業	836,944	396,165	47.3	212,535	7,351	3.5
衣服及び身廻品	102,723	12,496	12.2	51,342	666	1.3
木材及び木製品	245,433	30,344	12.4	180,120	11,608	6.4
家具及建具	69,118	5,038	7.3	52,304	1,148	2.2
紙及類似品	127,509	60,838	47.7	44,989	685	1.5
印刷出版	179,095	75,490	42.2	69,576	3,583	5.1
化学工業	324,041	238,383	73.6	56,440	6,781	12.0
石油及石炭製品	23,654	11,907	54.6	7,020	326	4.6
ゴム製品	64,882	44,021	67.8	7,479	505	6.8
皮革及皮革製品	19,675	5,192	26.4	10,226	61	0.6
ガラス及び土石	197,892	76,841	38.8	76,507	8,225	10.7
第一次金属	305,805	211,888	69.3	42,373	1,346	3.2
金属製品	164,312	46,736	28.4	86,002	1,822	2.1
機械製造	322,399	154,005	47.8	99,980	4,620	4.6
電気機器	207,303	139,846	67.5	32,960	1,437	4.4
輸送用設備	309,067	202,711	65.6	47,868	2,082	4.3
専門機械	65,759	34,198	52.0	19,966	396	2.0
そ の 他	87,548	17,151	19.6	47,661	3,103	6.5

(注) 1) 雇用者数は毎月勤労統計(28年6月)の常用労働者数、但し30人未満は事業所統計の30人未満の雇用者数(26年7月)を毎月勤労統計の各産業毎の雇用比率によつて28年6月に換算推計したものの。

$$\left[\begin{array}{l} \text{30人未満の雇用者数(26年7月)} \\ \times \frac{\text{30人以上毎勤常用労働者総数(28年6月)}}{\text{30人以上事業所統計常用労働者総数(26年7月)}} \end{array} \right]$$

- 2) 合計欄は煙草製造業をのぞく製造業。
 3) 一定の事業所のない組合員、例えば「ゆかた染色工」のみの組合員は紡織業であるが、上記統計表から省かれている。従つて組合

における規模別推定組織率

30 ~ 99 人			100 ~ 499 人			500 人以上		
雇用者数	組合員数	比率	雇用者数	組合員数	比率	雇用者数	組合員数	比率
662,946	159,213	24.0	820,248	568,666	69.3	1,151,475	1,039,348	90.1
52,011	13,088	25.2	50,373	29,042	57.7	24,474	17,592	71.9
133,343	19,288	14.5	209,561	133,794	63.8	281,505	235,732	83.7
34,410	3,572	10.4	13,574	5,738	42.3	3,397	2,520	74.2
50,381	11,621	23.1	14,932	7,115	47.6	—	—	—
11,448	1,713	15.0	5,366	2,177	40.6	—	—	—
20,014	6,048	30.2	32,619	24,164	74.1	29,887	29,941	100.0
35,577	9,248	26.0	39,039	28,234	72.3	34,903	34,425	98.6
34,945	16,988	48.6	80,683	64,714	80.2	151,973	149,900	98.6
5,047	1,091	21.6	6,278	5,345	85.1	5,309	5,145	96.9
9,449	3,163	33.5	29,816	23,994	80.5	18,138	16,359	90.2
5,010	1,168	23.3	4,439	3,963	89.3	—	—	—
43,248	11,925	27.6	49,605	31,026	62.5	20,532	25,665	125.0
32,112	8,584	26.7	48,486	32,651	67.3	182,834	169,307	92.6
36,912	8,833	24.0	31,055	27,731	89.3	10,343	8,350	80.7
68,443	21,313	31.1	77,216	58,935	76.3	76,760	69,137	90.1
30,010	8,375	27.9	46,166	35,980	77.9	98,167	94,054	95.8
32,139	7,945	24.7	48,106	31,321	65.1	180,954	161,363	89.2
12,878	2,709	21.0	14,390	13,538	94.1	18,525	17,555	94.8
15,569	2,541	16.3	18,544	9,204	49.6	5,774	2,303	39.9

員数の合計は組合基本調査の数よりやや少ない。

- 4) 組合員数は昭和28年度「労働組合基本調査」における組合員数を組合単位から事業所単位に組替えて集計した。従つて組合基本調査の組合員の規模による集計結果とは異つている。
- 5) 雇用者数は常用雇用者数であるが、組合員数は日雇臨時工の如き非常用労働者たる組合員数も包含されている。

第164表 解散理由別解散組合数及び組合員数

第 164 表 解散理由別解散組合数及び組合員数

解 散 理 由	24年7月 ~25年6月	25年7月 ~26年6月	26年7月 ~27年6月	27年7月~28年6月	
	組 合 数	組 合 数	組 合 数	組 合 数	組 合 員 数
合 計	組合 8,832 (100.0)	組合 5,328 (100.0)	組合 2,842 (100.0)	組合 2,538 (100.0)	人 245,854 (100.0)
事業所の休業縮少	3,263 (36.9)	1,671 (31.4)	599 (21.0)	606 (23.9)	32,409 (13.2)
組合無用論	2,107 (23.9)	925 (17.4)	423 (15.0)	205 (8.1)	13,882 (5.6)
指導者の欠除組合内 部の紛争財政不如意	176 (2.0)	561 (10.5)	228 (8.0)	193 (7.6)	11,629 (4.7)
組 織 変 更	1,695 (19.2)	960 (18.0)	497 (17.0)	868 (34.2)	149,913 (61.0)
(内 分 裂)	- (-)	- (-)	- (-)	79 (3.1)	23,488 (9.6)
自 然 消 滅	1,591 (18.0)	586 (11.0)	611 (21.0)	526 (20.7)	27,620 (11.2)
そ の 他	- (-)	625 (11.7)	484 (17.0)	22 (0.9)	1,665 (0.7)
不 明	- (-)	- (-)	- (-)	118 (4.6)	8,736 (3.6)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

六 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(2) 解散理由と設立状況

二二 二七年七月から二八年六月までの間に解散した組合は、二、五三八組合で、経済安定計画下に大量の解散をみた二四～五年と比較すればいうまでもなく、二三年調査以降の最低を記録し、また、解散組合数の前年同期における総組合数に対する比率をみると、約九%で二四年調査以来の最低となつている。

その解散理由をみると、組織変更によるものが八六八組合(三四・二%)で最も多いが、これは前に述べたように法規改正に伴う日教組の組織変更、電産、日通の分裂に伴う組織変更が大部分とみられ、実質的な解散とは異つている(第一六四表参照)。

第165表 産業別年間設立組合数及び組合員数

産 業	組 合 数		組 合 員 数	
	26年7月 ～27年6月	27年7月 ～28年6月	26年7月 ～27年6月	27年7月 ～28年6月
全 産 業	3,049	4,778	318,139	465,157
鉱 業	154	120	12,988	9,976
建 設 業	296	219	37,167	26,394
製 造 業	891	784	78,134	80,324
卸 売 及 び 小 売 業	123	117	10,395	7,592
金融保険及び不動産	73	171	4,292	7,139
運 輸 通 信 及 び その他の公益事業	742	1,031	95,319	139,776
サ ー ビ ス 業	292	1,856	29,642	136,122
公 務	419	241	45,866	23,060
分 類 不 能	—	2	—	197

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

そして事業の休廃、縮小によるものは昨年よりやや増加し、自然消滅も五二六組合(二〇・七%)で依然として多いが、組合無用論により解散するものは二四年以来年々減少し、特に二八年は二〇五組合(八・一%)を数えたに過ぎない(第一六四表参照)。

二三 一方、設立組合の状況をみると、前年の調査以降一年間に新設された組合は四、七七八組合、組合員数約四七万人で、前年の新設組合に比べてそれぞれ一、七二九組合、一五万人の増である。

新設組合は、「サービス業」、「運輸通信その他の公益事業」、「製造業」に多くみられ、特にサービス業の新規設立組合は教育に集中されているが、これは交渉単位制をめぐる日教組の下部組織変更であつて、実質的な意味における新規設立組合と同一視することはできない。

また、運輸通信及びその他の公益事業における新設組合は通信業がもつとも多く、これは主として全通及び全電通の下部組織の増大によるものであり、電気事業においては、電産の組織変更に基づくものと思われる(第一六五表参照)。

二四 以上の如き、組合数、組合員数の増大傾向は、解散組合の減少や、とくに組合無用論による解散の減少などからして、少くとも組織面からすれば、わが国の労働組合の基礎が最近一応固りつつあることをうかがいうる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

六 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(3) 組織労働者の分布

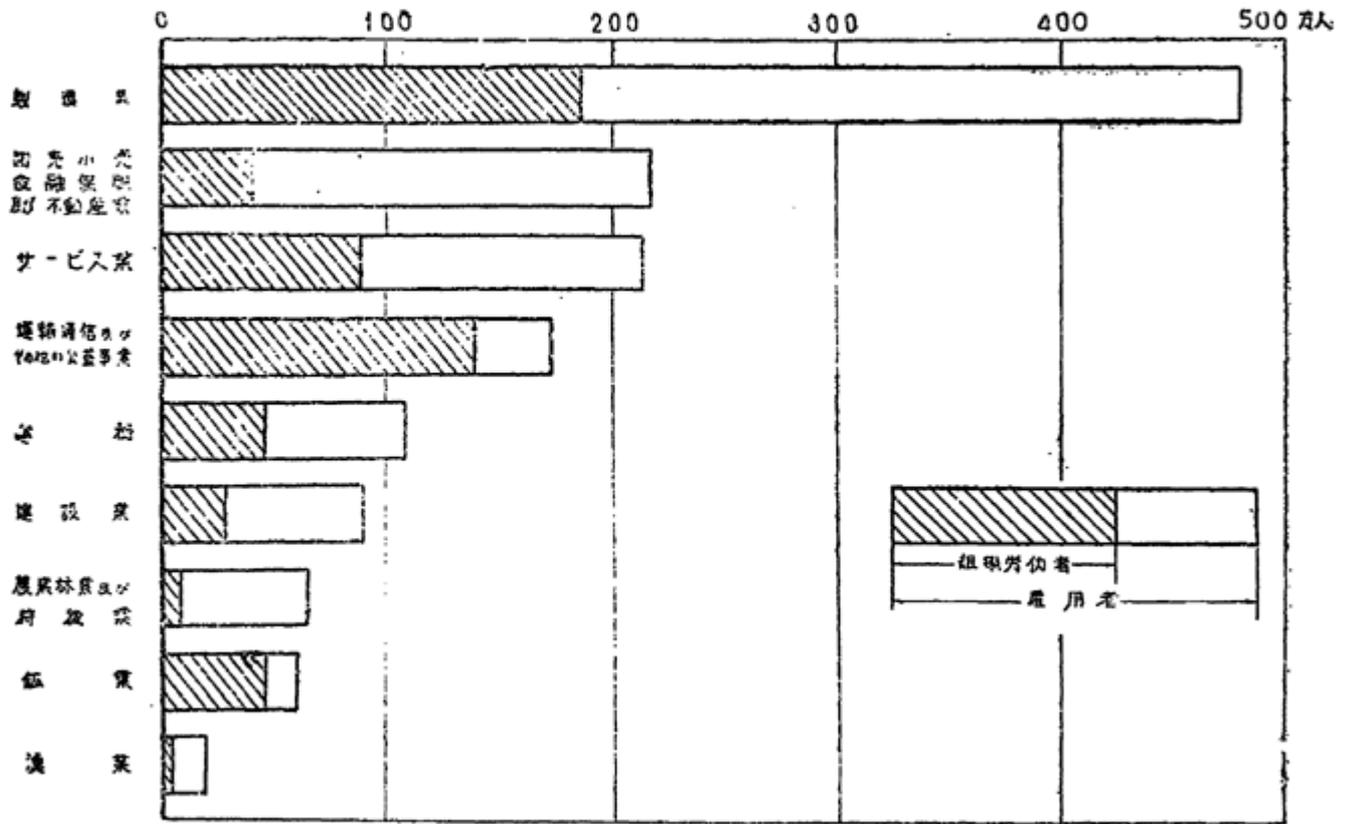
二五 組織労働者数を産業大分類別にみると、やはり製造業が一番多く、一八七万人(全組織労働者数に対する割合三二・〇%)で、運輸通信及びその他の公益事業等の一三九万人(同二三・九%)がこれに次いでいる。

製造業のうちでは、紡織業四〇万人(同六・八%)化学工業二四万人(同四・一%)、第一次金属製造業二一万(同三・六%)、輸送用機械器具製造業二一万(同三・六%)が主なものとなつているが、組織率は製造業全体として三八・九%であり高くない。

これに反し、運輸通信及びその他の公益事業では八〇・一%の組織率を示し、鉱業の七七・六%がこれに次ぎ、組織率が低いものは農業、林業及び狩猟業等の一〇・二%、漁業の一七・八%で、第一次産業においては就業者中に占める雇用者の割合が少い上に、雇用者という形で就業しているものも殆んどが組織化されていない(第四〇図、第一六二表及び第一六六表参照)。

第40図 産業別雇用者数及び組織労働者数

第40図 産業別雇用者数及び組織労働者数



資料出所 1) 雇用者数は総理府統計局「労働調査」
2) 組織労働者数は労働省「労働組合基本調査」

第166表 産業別推定組織率

第 166 表 産業別推定組織率

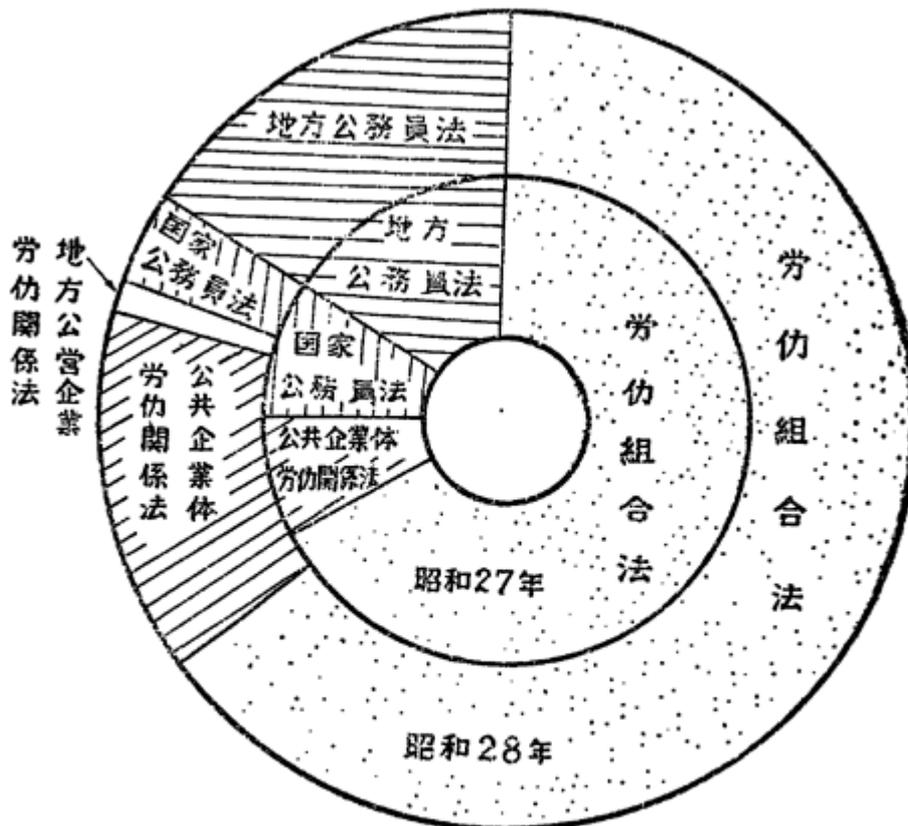
産 業	雇用者数 ¹⁾ (A)	労働組合員数 ²⁾ (B)	B/A
	人	人	%
全 産 業	14,290,000	5,842,678	40.9
農業林業及び狩猟業	650,000	66,360	10.2
漁 業	190,000	33,895	17.8
鉱 業	600,000	465,392	77.6
建 設 業	910,000	267,890	29.4
製 造 業	4,810,000	1,872,460	38.9
卸売及び小売業 金融保険及び不動産	2,180,000	408,981	18.8
運輸通信及び その他の公益事業	1,740,000	1,394,082	80.1
サ ー ビ ス 業	2,140,000	876,010	40.9
公 務	1,070,000	456,869	42.7

資料出所 1) 総理府統計局「労働力調査」6月分の
雇用者数

2) 労働省「労働組合基本調査」28年6月
末現在

第41図 適用法規別組織労働者数

第41図 適用法規別組織労働者数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

二六 組織状況を組合員数による規模別にみると、組合数、組合員数共に五〇〇人以下の規模で殆んど増加をみており、四九人以下の小規模の組合数の増加が特に著しいのは、先に述べた如く、日教組の編成替えによるものである(第一六七表参照)。

第167表 規模別組合数及び組合員数

第167表 規模別組合数及び組合員数

規模	組 合 数			組 合 員 数		
	昭和27年	昭和28年	対前年比較	昭和27年	昭和28年	対前年比較
合 計	27,851 (100.0)	30,129 (100.0)	(+) 2,278	5,719,560 (100.0)	5,842,678 (100.0)	(+)123,118
2,000 人以上	289 (1.0)	303 (1.0)	(+) 14	1,249,528 (21.8)	1,228,416 (21.0)	(-) 21,112
1,000人～ 1,999人	661 (2.4)	622 (2.1)	(-) 39	886,606 (15.5)	840,261 (14.4)	(-) 46,345
500人～ 999人	1,498 (5.4)	1,454 (4.8)	(-) 44	1,029,618 (18.0)	1,006,308 (17.2)	(-) 23,310
200人～ 499人	3,945 (14.2)	4,203 (14.0)	(+) 258	1,205,206 (21.1)	1,286,077 (22.0)	(+) 80,871
100人～ 199人	4,841 (17.4)	5,227 (17.3)	(+) 386	679,590 (11.9)	740,545 (12.7)	(+) 60,955
50人～99人	5,532 (19.9)	6,056 (20.1)	(+) 524	392,535 (6.9)	430,004 (7.4)	(+) 37,469
49人以下	11,085 (39.8)	12,264 (40.7)	(+) 1,179	276,477 (4.8)	311,067 (5.3)	(+) 34,590

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第168表 適用法規別単位組合数及び組合員数

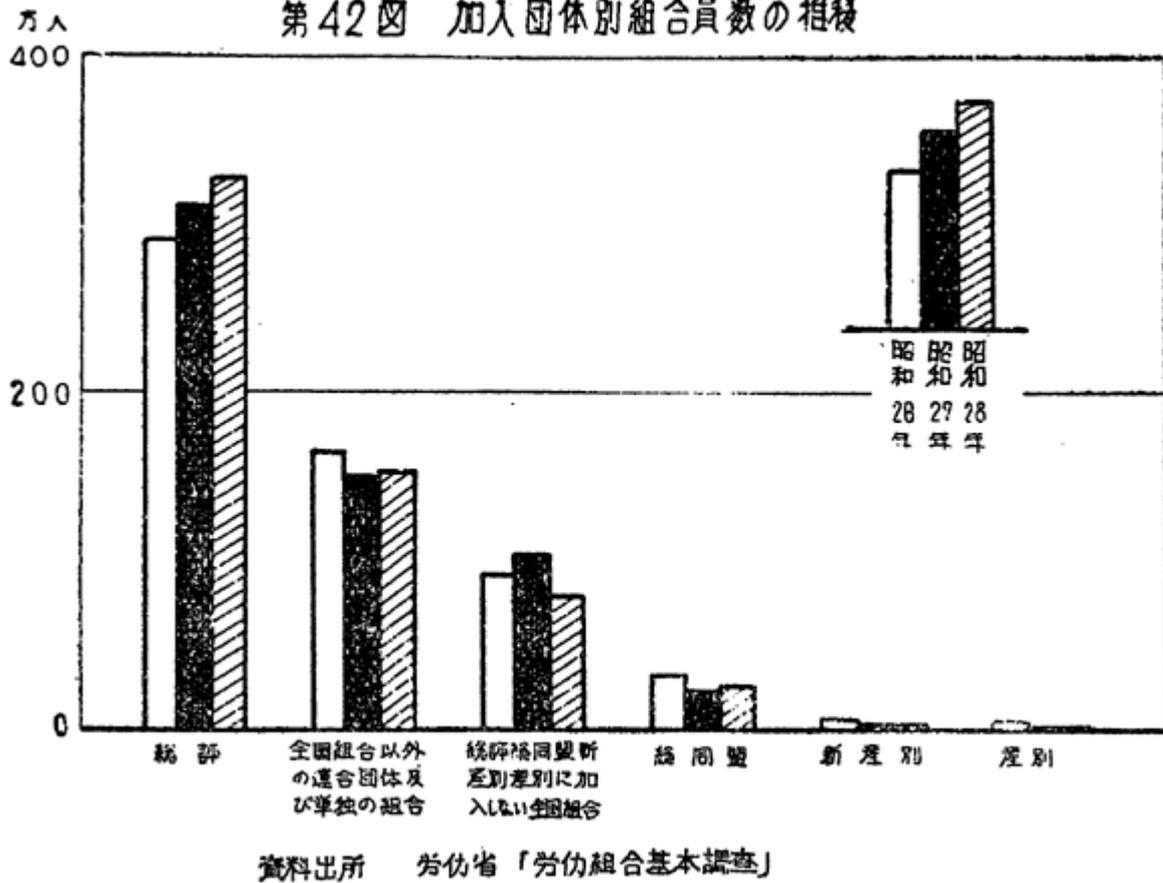
第168表 適用法規別単位組合数及び組合員数

適用法規	昭 和 22 年		昭 和 28 年	
	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
合 計	27,851	5,719,560	30,129	5,842,678
労働組合法	18,205	3,828,257	17,964	3,761,016
公共企業体等労働関係法	2,114	448,173	4,557	843,138
地方公営企業労働関係法	—	—	258	73,203
国家公務員法	3,865	531,314	1,883	218,460
地方公務員法	3,667	911,816	5,467	946,861

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第42図 加入団体別組合員数の推移

第42図 加入団体別組合員数の推移



二七 組織労働者の適用法規別分布をみると、五八四万人のうち、国家公務員法、地方公務員法により労働協約締結権及び争議行為を禁止されている労働者が一一七万人(二〇・一%)を占め、地方公営企業労働関係法、公共企業体等労働関係法により団結権及び団体交渉権(地方公営企業及び公共企業体等の管理及び運営に関する事項以外)のみ認められているもの九二万人(一五・七%)、労組法適用労働者は三七六万人である(第四一図及び第一六八表参照)。

六 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(4) 連合団体の動き

二八 二八年六月末現在の労働組合基本調査によれば、労働組合団体としては総評(日本労働組合総評議会)、総同盟(日本労働組合総同盟)、産別(全日本産業別労働組合会議)、新産別(全国産別労働組合連合)がある(第四二図及び第一六九表参照)。

総評は、全国組合三七組合から成り、傘下単位組合約一万三千、組合員数三二七万人を擁して全組織労働者の五六%を占め、二七年より一七万人の増大をみた。これは、二七年の七月に新産別(四万名)が総評と絶縁声明を出し、また日鉱(四万八千)が脱退した反面、鉄鋼労連(一二万)、全自動車(三万六千)、全港湾(一万八千)など、合計一一三単産、二八万人が新に加入したことによつている。

第169表 年及び加入団体別組合員数

第 169 表 年 及 び 加 入 団 体 別 組 合 員 数

加 入 系 統	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年
合 計	6,677,427 (100.0)	6,655,483 (100.0)	5,773,908 (100.0)	5,686,774 (100.0)	5,719,560 (100.0)	5,842,678 (100.0)
日本労働組合総評議会	— (—)	— (—)	2,292,223 (2,764,672)	3,101,829 (51.4)	3,272,672 (54.2)	— (56.0)
〃 総同盟	873,470 (13.1)	913,327 (13.7)	835,115 (14.5)	313,448 (5.5)	218,829 (3.8)	240,372 (4.1)
全国産業別労働組合連合	— (—)	— (—)	54,914 (1.0)	69,467 ³⁾ (1.2)	39,314 (0.7)	— (—)
全日本労働組合連盟	— (—)	— (—)	58,964 (1.0)	— (—)	— (—)	— (—)
全日本産業別労働組合会議	1,228,151 (13.4)	1,020,190 (15.3)	290,087 (5.0)	46,708 (0.8)	27,401 (0.5)	13,469 (0.2)
総評、総同盟、新産別産別に加入しない全国組合	3,087,400 (46.2)	3,403,086 (51.1)	1,828,811 ⁴⁾ (3,194,404) (55.3)	912,764 (16.1)	1,038,010 (18.1)	795,772 (13.6)
全国組合以外の連合団体	1,488,406 (22.3)	1,318,380 (19.8)	1,461,263 (25.3)	1,675,257 (29.5)	1,520,979 (26.6)	1,542,721 (26.4)
単 独 の 組 合						

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 25年以降の数字は、単位組合が二以上の連合団体に所属している場合は組合員数を夫々集計してあるので、各団体(括弧内を除いたもの)毎の数字の合計は、合計欄の数字と一致しない。
- 2) 25年7月結成時の総評組織労働者数を26年6月末現在調査より推定。
- 3) 総評の組織労働者数に含まれている。
- 4) 上記結成時総評の組織労働者数(総同盟、全日労を含む)を差引いた数。

しかし、七月より一二月までの間に全織(三五万)、海員(八万)、全映演(二千)が脱退したため、この間、国際電信電話(三千)が加入したが、年末における総評の推定勢力は約二八四万となつた。

二九 総同盟の構成組合は前年と変化なく、六全国組合と一準備会及び十三の県連より成り、傘下単位組合数九〇〇、組合員数二四万で、二七年に比べると約二万の増加である。これは全化同盟における一万一千の増加、全金同盟の七千増加、造船総連の八千の増加によるものである。

産別は、全日本印刷出版労組(四千)の解組、東京土建一般労働組合(三千)の脱退によつて構成組合は二全国組合となり、組合員数一万四千となつた。全日本印刷出版労組は、二八年四月解散し、他組合と共に日本印刷出版産業労組総連合(全印総連)を結成した。

新産別は、二七年六月末の調査においては総評に加盟していたが、調査直後絶縁を声明した。その構成組合は四全国組合と京都地方連合会で、組合員数は四万である。前年調査時において、新産別傘下にあつた全国車輛労働組合協議会は二七年九月に車輛産業労働組合を結成し、いずれにも加盟しない中立の組合となつた。

三〇 総評、総同盟、産別、新産別に加入しない全国組合は三一組合、約八〇万人で、鉄鋼労連、全自動車、全港湾

等が総評に加入したため、いわゆる中立の組合は、組合数、組合員数ともに減少した。なお、二八年五月に全国電機、機器電機、東芝労連が合併して電機労連が新たに結成された。

この他、全国組合以外の連合団体、すなわち地方的連合体または企業連にのみ加入している組合数は八五万人、全く上級団体に加入していない単独の組合の組合員数は六九万人である。

三一 主要全区組合の定期大会は、七月の総評大会の前後に行われ、国鉄(六月)私鉄総連(七月)の定期大会においては、国際自由労連の脱退を可決して注目され、日教組(六月)も国際自由労連脱退を少数の差で否決したもの、批判の気運が高まっている。鉄鋼労連の定期大会(七月)は、総評大会の結果を如何に反映するか注目されたが、1)資本家的合理化反対、2)生活水準引上げの闘い、3)権利を守る闘い、4)平和を守る闘い、5)組織の強化、6)労働戦線の統一、などの方針を決定した。合化労連定期大会(七月)は、平和勢力をめぐる討議に重点がおかれた。

三二 一方、全織の定期大会(九月)は、総評脱退の問題をめぐつて対立がはげしく、さきに、全蚕労連は全織を脱退したが、麻部会、羊毛部会、化繊部会の下部単位組合や、綿紡のなかでも鐘紡、呉羽などでは総評強化の動きがみられ、そのため即時脱退は否決されて、「総評の脱退を決意する運動方針」を可決したが、臨時大会(十一月)において遂に総評脱退を決定した。

三三 総評傘下の主要単産として、二七年の電産ストをはじめ、活躍の著しかつた電産は、二八年六月末調査において七万七千と二七年より約四万の減少をみた。これは、二七年一二月に中部、九州両電力労組が分離したのを始めとして(二四年にできた関東配電労組が二六年東京電力労組と改称したが、支配的な動きは二七年末より二八年にかけてである)二八年四月以降東北、関西、北海道、中国、四国各電力労組が結成されたためである。この問題は、いわゆる第二組合の問題として大きな注目を浴びたが、六月末調査においては、北海道、中国、四国は未結成であるので、年末における電産の組織は、七万七千を更に下まわるものと推定される。

また、全日通、日産自動車、旭ガラス牧山工場、東邦亜鉛においてもそれぞれ第二組合の発生をみ、民労連の動きとからみ合つて、次にのべる二八年の労働争議に対してかなりの影響をもつた。

六 労使関係

(三) 労働協約

(1) 労働協約の締結状況

三四 本年の労働協約締結状況(二七年七月 - 二八年六月)は、全通、全電通、印刷、造幣、アルコール専売等の諸組織が、法規改正にもとづいて協約締結能力を回復したことなどを大きく反映して、その締結率も、適用率もともに前年の数字を若干上廻った。

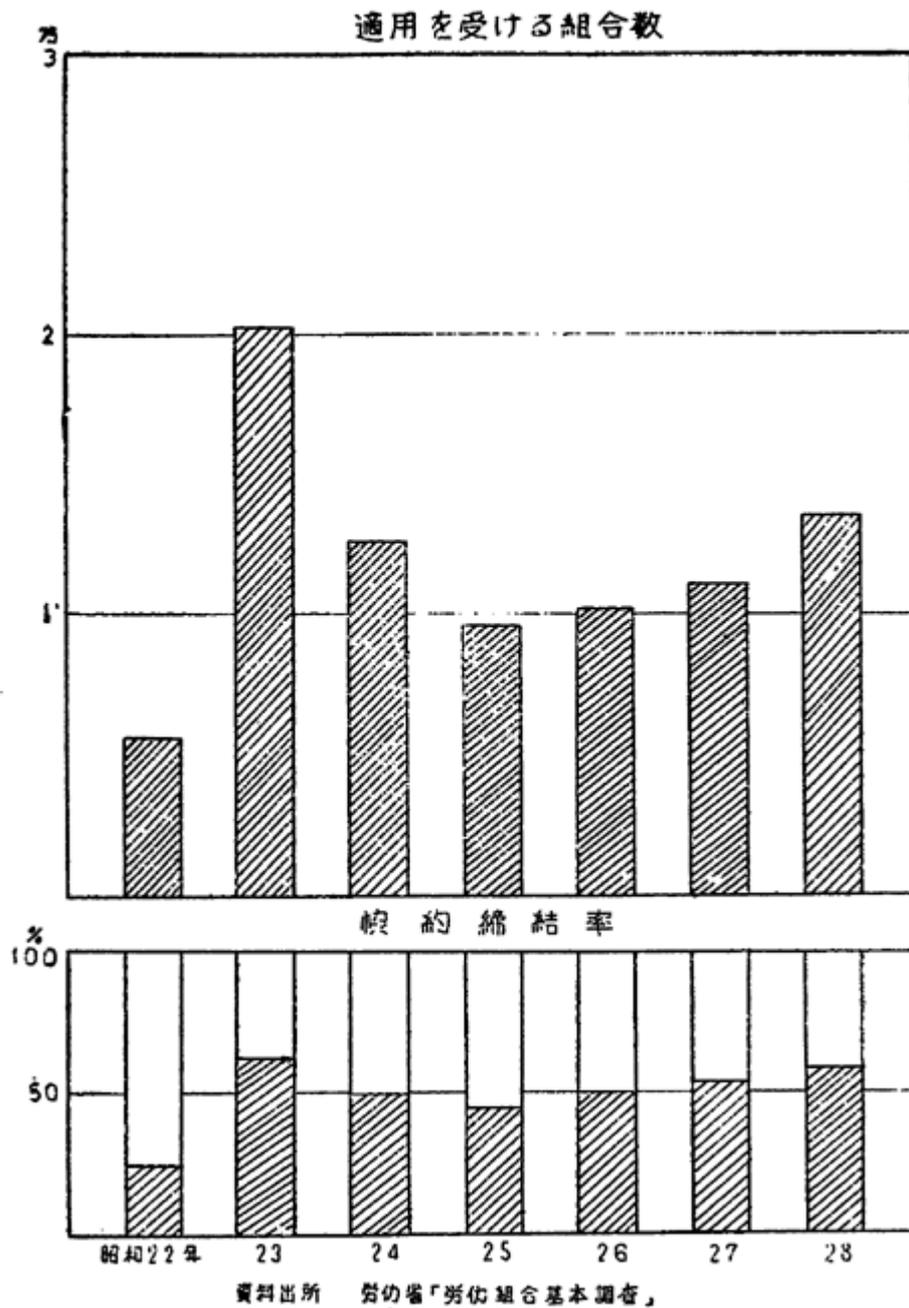
すなわち、組合が当事者となつて協約を結んでいる組合及び上級組合の結んだ協約の適用をうける組合は、一三、五三八組合(対前年二、四八四組合の増加)で、協約締結能力のある組合(労働法、公労法及び地労法適用組合)二二、七七九組合の五九%(前年は五四%)に協約が締結されており、また、協約適用組合員数では、締結能力のある組合員数の七二%(前年六九%)に当る三三五万人に協約が適用されている(第四三図及び第一七〇表参照)。

三五 調査時において協約が全く適用されていない組合及び組合員数は夫々九、二四一組合、約一三三万人であるが、そのうち、六、九二三組合は、設立以降独自の協約とも上級団体の協約とも全く縁がなかつた組合である(第一七一表参照)。

三六 次に、労働組合法適用組合(単一組織の組合については本部を一組合とする)の四二%にあたる五、九四六組合が労働協約な締結しているが、これを組合員数による規模別の動きで見ると、締結率も適用率も五〇人以上の組合では五〇%をこえ、大規模になるに従つてその比率は高くなるが、逆に小規模ほどのびなやみの傾向がいちぢるしい。このように組合活動の一つの指標である労働協約の締結率や適用率からも、小規模組合の不活潑な状況がうかがわれる(第一七二表参照)。

第43図 労働協力締結状況の推移

第43図 労働協約締結状況の推移



第170表 年別労働協約の適用をうける組合数及び組合員数

第170表 年別労働協約の適用をうける組合数及び組合員数

年	適用をうける組合数	締結率	適用を受ける組合員数	適用率%
昭和22年	5,591	24%	—	—
23年	20,301	63	3,921,945	79
24年	12,706	50	3,213,612	66
25年	9,746	45	2,546,687	59
26年	10,329	51	2,646,219	62
27年	11,054	54	2,969,576	69
28年	13,538	59	3,347,680	72

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第171表 単位組合労働協約締結状況

第171表 単位組合労働協約締結状況

締結区分	実数	比率
合計	計	22,779 100.0%
	適用上部協約有	8,700 38.2
	適用上部協約無	14,079 61.8
独自の有効協約有り	計	5,670 24.9
	適用上部協約有	832 3.7
	適用上部協約無	4,838 21.2
締結したが現在失効中	計	2,717 11.9
	適用上部協約有	399 1.8
	適用上部協約無	2,318 10.2
設立以来締結したことなくし	計	14,392 63.2
	適用上部協約有	7,469 32.8
	適用上部協約無	6,923 30.4

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

三七 なお、独自に協約を締結している組合五、六七〇のうち圧倒的な部分が企業別組織であることは、わが国組合組織の特色であるが、この企業の枠を破つて上級団体が直接団体交渉の当事者となり、あるいは争議指令を発しうるような条件をつくるため、二六年末頃から主要組合の間に統一協約斗争が高まつてきた。

すなわち、1)団体交渉委任禁止条項の排除、2)「組合員は会社の従業員でなければならない」というようないわゆる逆締付規定の排除、3)完全ユニオン・ショップの獲得、4)平和条項における不利な制限を排除して争議権の発動を容易にすること等が統一協約締結の主な問題点である。

三八 このような組合側の動きに対して、日経連では、労働協約基準案及び労働協約締結の基本方針を二七年暮に決定し、本年一月各方面に配布したが、それによると、組合側の統一協約斗争は、個々の労使関係の実情を無視した政治的なものであり、現状においては到底受入れることができないとしている。

その趣旨は1)オープン・ショップの主張、2)人事の同意、協議約款の廃止、3)組合活動の制限、企業内の政治活動禁止、4)経営協議会の原則的な廃止と諮問機関的な労使懇談会の提案、5)団体交渉に対する制限、6)絶対的平和義務等、組合の主張と全く対蹠的である。

こうした使用者側の主張は、本年の協約をめぐる動きでみると、「従来の統一賃金、統一労働協約は、再編成後の独立採算制の実態からして、現実に則さない」という理由で、協約期間満了に協約を破棄する旨電産に対して通告した会社側の態度に典型的にあらわれているといえよう。

第172表 規模別労働協約の適用を受ける組合数、及び組合員数

第 172 表 規 模 別 労 働 協 約 の 適 用 を 受

規 模	労 働 協 約 適 用 総 数 (件)			
	組 合 数	締 結 率	組 合 員 数	適 用 率
合 計	5,946	41.9%	3,288,466	69.1%
50,000 人 以 上	7	87.5	1,053,152	94.6
10,000 ~ 49,999	19	63.3	376,199	63.8
5,000 ~ 9,999	53	88.3	365,430	88.1
2,000 ~ 4,999	146	71.2	440,436	71.6
1,000 ~ 1,999	195	61.3	274,323	61.8
500 ~ 999	350	58.6	248,334	58.6
200 ~ 499	791	48.9	244,901	49.8
100 ~ 199	1,036	46.8	146,934	47.3
50 ~ 99	1,158	41.2	82,296	41.5
49 人 以 下	2,191	34.6	56,461	36.5

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

ける組合数及び組合員数

上級協約の適用		組合が当事者となつて締結した協約		適用なし	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1,288	743,235	4,658	2,545,231	12,282	2,638,613
—	—	7	1,053,152	1	59,605
4	160,631	15	215,568	28	524,861
19	126,549	34	238,881	34	231,689
56	160,034	90	280,402	114	359,200
60	81,947	135	192,376	208	282,856
115	81,172	235	167,162	403	279,836
234	73,168	557	171,733	1,231	374,976
249	35,861	787	111,073	1,542	215,871
212	15,410	946	66,886	2,178	151,674
339	8,463	1,852	47,998	6,543	158,045

第173表 条項別紛争議件数

第 173 表 条 項 別 紛 争 議 件 数

条 項	紛争議 合 計	苦情処 理機関	経 営 協 議 会	団 交	体 渉	勞 幹	委 旋	勞 調	委 停	勞 仲	委 裁	第 三 者	裁 判 所	争 議 行 為
計	302	49	96	241	28	10	3	4	7	8				
人 事 条 項	140	20	53	104	20	5	2	1	5	3				
賃 金 "	108	19	29	95	4	4	—	3	—	3				
退 職 金 "	15	8	3	9	—	—	—	—	—	—				
勞 働 条 件 "	22	1	10	21	—	—	—	—	—	—				
組 合 保 障 "	4	—	—	4	—	—	1	—	—	—				
組 合 活 動 "	4	1	—	2	—	—	—	—	—	—				
平 和 争 議 "	9	—	1	6	4	1	—	—	—	—			2	

資料出所 労働省「労働組合基本調査附帯労働協約履行状況調査」

第174表 年別労使交渉機関を有する組合数

第 174 表 年別労使交渉機関を有する組合数(協約に基づくもの)

年	総 数	労働条件に 関するもの	生産に関 するもの	苦情紛争処理 に関するもの
	%	%	%	%
昭 和 24 年	13,344(100.0)	9,212(69.0)	9,601(71.9)	4,124(30.9)
25 "	6,888(100.0)	5,566(80.8)	4,388(63.8)	3,682(53.5)
26 "	8,401(100.0)	7,767(92.4)	4,748(56.3)	5,220(62.1)
27 "	9,625(100.0)	8,683(90.2)	5,319(55.3)	6,275(65.2)
28 "	10,770(100.0)	9,405(87.3)	4,727(43.9)	6,041(55.9)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 機関の附議事項が二つ以上の場合があるため各項目の計は総数と一致しない。

六 労使関係

(三) 労働協約

(2) 労働協約の履行状況

三九 労働協約の履行状況を、二八年労働組合基本調査の附帯調査として行われた労働協約履行状況調査によつてみよう。

(注) この調査の対象は、労働協約の適用を受ける組合(全国で一三、五三八組合)のうち規模、地域、系統、上部協約、独自協約(組合が当事者となつて締結した協約)などの区分によつて、全国的にもて代表性が高く妥当な結果が出るように配慮して抽出した一千余組合である。

この調査からは、人事条項、給与条項、退職金条項、労働条件の一般に関する条項(労働時間、休憩、休日、年次有給休暇等)、組合保障、組合活動及び平和条項の七条項を通じて、労働協約は非常によく履行されているという結論がでていう。すなわち、協約中に取り極められておりながら、規定通り履行されなかつたものは、人事条項で一～三%、給与条項で一～六%、退職金で一二%、労働条件で一%、組合保障〇～二%、平和争議〇～四%である。

四〇 なお、労働協約の履行をめぐる紛争(協約の各条項の履行に関して何らかの意見の不一致を来し、そのため苦情処理機関経営協議会、団体交渉等労使接触機関や労働委員会、第一二者、裁判所、争議行為を経たもの)は一二〇二件で、条項別にみると、人事条項が一四〇件、給与条項一〇八件、労働条件二二件、退職金一五件、組合保障四件、組合活動四件となつている。この紛争は労使接触機関で解決される場合がほとんどで、労働委員会四一件、第三者四件、裁判所七件、争議行為八件となつている(第一七三表参照)。

六 労使関係

(三) 労働協約

(3) 労使交渉機関

四一 労働組合基本調査によれば、二八年六月労使交渉機関を有する組合数(協約に基くもの)は、一〇,七七〇組合で、そのうち、その機関の性格が労働条件に関するものが九,四〇五、生産に関するもの四,七二七、苦情紛争処理に関するものが八,〇四一となつている。

第175表 産業別労使交渉機関を有する組合数

第 175 表 産業別労使交渉機関を有する組合数				
産 業	合 計	労 使 交 渉 機 関 を 有 す る も の		協 議 機 関 の な い も の
		協 約 に も と ず く も の	協 約 に も と ず か な い も の	
全 産 業	30,129(100.0)	10,770(35.7)	2,914 (9.7)	16,719(55.5)
農 業 林 業 及 び 狩 猟 業	658(100.0)	285(43.3)	51 (7.8)	329(50.0)
漁 業	117(100.0)	31(26.5)	14(12.0)	73(62.4)
鉱 業	1,190(100.0)	603(50.7)	196(16.5)	407(34.2)
建 設 業	1,709(100.0)	159 (9.3)	77 (4.5)	1,474(86.2)
製 造 業	9,139(100.0)	3,928(43.0)	1,351(14.8)	3,987(43.6)
卸 売 及 び 小 売 業	1,358(100.0)	440(32.4)	105 (7.7)	822(60.5)
金 融 保 険 及 び 不 動 産 業	1,212(100.0)	556(45.8)	76 (6.3)	580(47.9)
運 輸 通 信 及 び そ の 他 公 益 事 業	6,663(100.0)	4,265(64.0)	522 (8.3)	1,973(29.6)
サ ー ビ ス 業	5,062(100.0)	491 (7.4)	326 (4.9)	4,260(63.9)
公 務	3,016(100.0)	12 (0.4)	196 (6.5)	2,809(93.1)
分 類 不 能	5(100.0)	-	-	5(100.0)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第176表 苦情処理機関の有無及び利用回数状況

第 176 表 苦情処理機関の有無及び利用回数状況

	苦情処理機関	苦情処理取扱回数別機関数					苦情処理機関
	あり	0 回	1~4回	5~9回	10~20回	20回以上	なし
	(調査対象総数に対して)	(機関ありに対して)	(左に同じ)	(左に同じ)	(左に同じ)	(左に同じ)	
独自協約	293 (51%)	215 (73%)	52 (18%)	13 (4%)	7 (2%)	6 (2%)	278 (52%)
上級適用	276 (60%)	210 (76%)	39 (14%)	9 (3%)	8 (3%)	10 (4%)	179 (40%)

資料出所 労働省「労働組合基本調査附帯労働協約履行状況調査」

第177表 苦情処理機関における苦情処理状況

第 177 表 苦情処理機関における苦情処理状況

	総取扱 件数	苦 情 処 理				他 機 関 で 解 決						現在 係争中
		計	申立 どおり	否決	一部 修正	計	団体 交渉	経営 協議会	争議 行為	外部調 整機関	その他	
合 計	2,440	1,721	1,064	176	481	686	219	437	2	3	25	33
独自協約	673	634	326	114	194	28	12	7	2	3	4	11
上級適用	1,767	1,087	738	62	287	658	207	430	-	-	21	22

資料出所 労働省「労働組合基本調査附帯労働協約履行状況調査」

年別の数字では、二四年頃と比べて生産に関するものの割合が減少している一方、苦情紛争処理に関するものの比重が増している点が注意される(第一七四表参照)。なお、労使交渉機関のうち協約にもとづくものともとづかないもの及び協議機関のないものの分布を産業別にみると、次表のとおりである(第一七五表参照)。

四二次に、これらの労使交渉機関の活動状況を労働協約履行状況調査によつてみると、まず、独自の協約を締結している五七一組合のうち苦情処理機関を有するものは五一%の二九三である。しかしそのうち七三%にあたる二一五の組合では苦情処理機関が全く利用されなかつたが、規模別でみると、規模の大きな組合ほどこの機関を利用する割合が高くなつている。一方、上級協約が適用される組合で同機関を有するものは該当組合の六〇%にあたる二七六で、独自の協約を締結している組合の場合よりその率が高く、利用率もまた高い(第一七六表参照)。

なお、苦情処理機関における苦情処理状況は次表のとおりである(第一七七表参照)。

四三 経営協議会については、その規定を有するものが八三五組合(八一%)で1実際に開かれたのはその七八%にあたる六五五組合であつた。附議事項は九、〇〇〇件で生産向上に関するものが二七%でもつとも多く、労働協約の具体的運用二四%協約に規定のない労働条件二三%、経営に関する事項一六%、労働協約の解釈適用五%となつている。

四四 次に、団体交渉の行われたのは五八二組合(五七%)で、そのうち独自協約によるものは一二六〇組合(六

九%),上級協約によるもの二二二組合(四九%)である。なお,団体交渉の手続きにもとづいて行われたもの三九一組合,手続によらないものが一四八組合で,規模が大きくなるに従い団体交渉手続を有するものの割合が大きくなっている。団体交渉にかかった事項は四,九〇一件で,労働協約に規定のない労働条件が一,五五七件(三二%)でもつとも多く,労働協約の具体化一,四〇一件(二九%),労働協約の解釈適用四二四件(九%),労働協約の改廃三九七件(八%)がこれについている。規模が大きくなるにしたがい事項数も増加しているが,外部調整機関に移ったものは九六件(二%)にすぎず,また争議行為を伴ったものは八三件(二%)であった。

外部調整機関に移行したのも,争議行為を伴ったのも,労働協約に規定のない労働条件が高い比率を示している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

六 労使関係

(四) 労働争議の状況

(1) 労働争議の参加人員と労働損失日数

四五二八年の労働争議はこれを総争議(争議行為を伴つたものと争議行為を伴わないが第三者が関与した争議)についてみると、件数一、二六二件、参加人員三三八万人で、労斗スト、電産・炭労ストの行われた二七年に比べると参加人員で約三〇万人の減少である。しかし、総争議の参加人員は二四～二六年の各年よりもなお多くなつており、雇う者一〇〇人につき約二四人、組織労働者一〇〇人につき約五八人が何らかの形で争議に参加した計算になつている。これは二七年の労働法規改正に伴い、現業部門に属する一般職国家公務員が国家公務員法適用から公共企業体等労働関係法適用となり、団体交渉権を回復した全通、全林野等が国鉄、全専売などと共に賃金増額を要求して公共企業体等調停及び仲裁委員会にかかつたためであり、従つて争議行為を伴つたものだけについてみると、件数七一五件、参加人員一三一万人であつた(第一七八表及び第一七九表参照)。

第178表 年月別労働争議件数及び参加人員

年	総 数				争 件 数
	件 数	%	参 加 人 員	%	
昭 和 21 年	920	100.0	2,722,582	100.0	810
22 //	1,035	100.0	4,415,390	100.0	683
23 //	1,517	100.0	6,714,843	100.0	913
24 //	1,414	100.0	3,307,407	100.0	651
25 //	1,487	100.0	2,348,397	100.0	763
26 //	1,186	100.0	2,818,688	100.0	670
27 //	1,233	100.0	3,683,435	100.0	725
28 //	1,262	100.0	3,376,627	100.0	715

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 1) 28年は年累計(27年以前は年集計)

2) 本文中の労働争議統計については以下同じ。

件数及び参加人員

議行為を伴ったもの			争議行為を伴わないもの			
%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%
88.0	634,983	23.3	110	12.0	2,087,599	76.7
66.0	295,321	6.7	352	34.0	4,120,069	93.3
60.2	2,605,483	38.8	604	39.8	4,109,360	61.2
46.0	1,239,546	37.5	770	54.5	2,067,861	62.5
51.3	1,026,841	43.7	783	52.7	1,321,556	56.3
56.5	1,386,434	49.2	584	49.2	1,432,254	50.8
58.8	1,844,399	50.1	573	46.5	1,839,036	49.9
56.7	1,305,246	38.7	587	46.5	2,071,381	61.3

第179表 年及び争議型態別労働争議件数及び参加人員

第 179 表 年 及 び 争 議 型 態 別

年	同 盟 經 業		工 場 閉 鎖	
	件 数	参 加 人 員	件 数	参 加 人 員
昭 和 21 年	122	510,391	80	7,024
22 //	382	212,081	88	7,693
23 //	667	2,298,530	83	6,638
24 //	511	1,117,154	53	7,447
25 //	566	761,051	45	26,588
26 //	564	1,159,740	35	4,819
27 //	576	1,622,549	29	8,608
28 //	546	1,009,083	13	5,020

資料出所 労働省「労働争議統計」

労働争議件数及び参加人員

同 盟 怠 業		業 務 管 理	
件 数	参 加 人 員	件 数	参 加 人 員
130	75,069	170	140,569
141	62,922	93	24,039
136	301,576	54	6,548
100	128,980	25	8,322
267	409,356	28	6,446
184	362,114	—	—
241	616,717	2	476
234	461,357	3	181

第180表 年月別作業停止労働争議

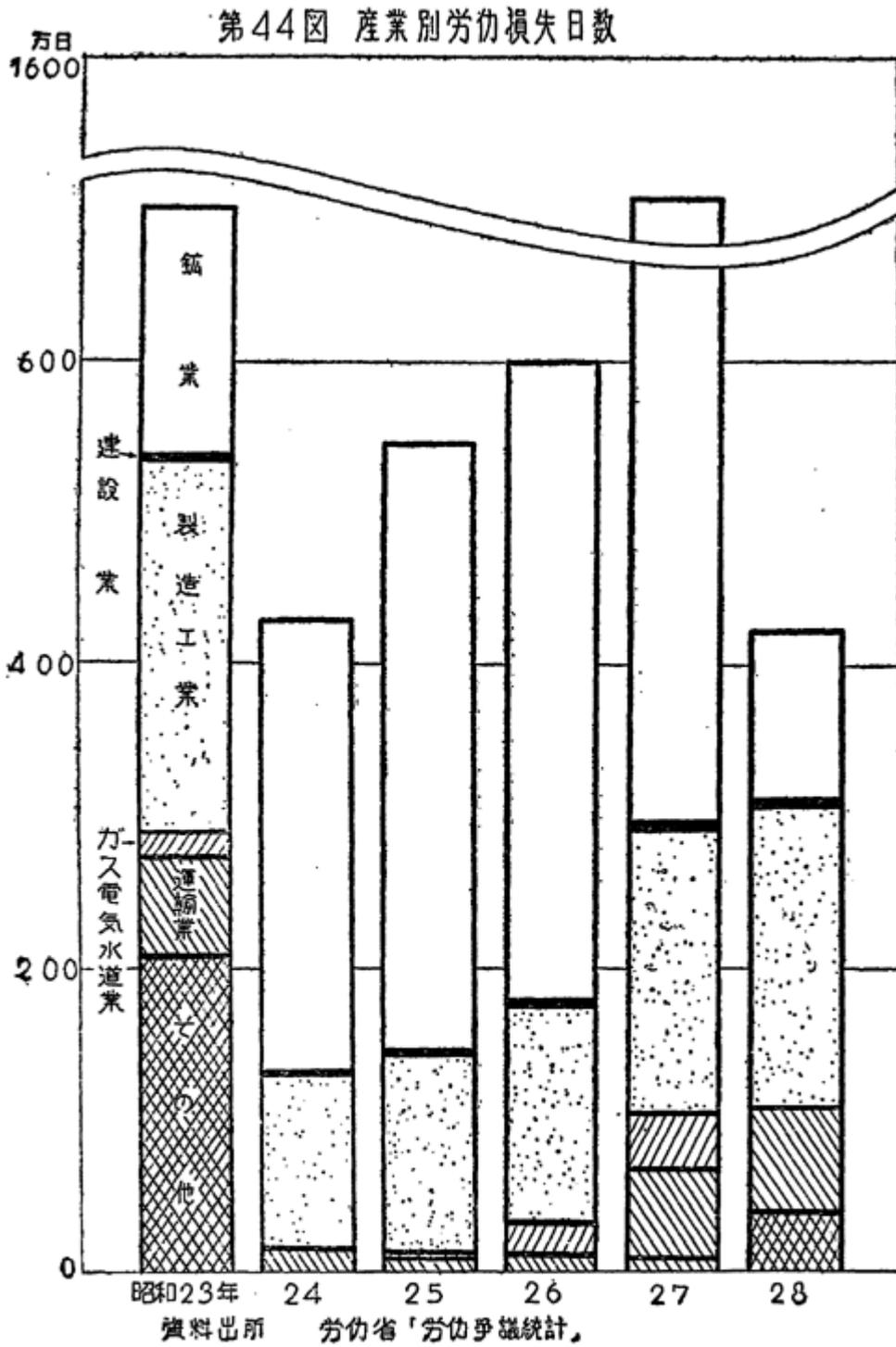
第180表 年月別作業停止労働争議

年 月	件 数	参加人員	労働損失日数			
			合 計	同盟罷業 によるもの	工場閉鎖 によるもの	工場閉鎖の 合計に対する 比率
		人	日	日	日	%
昭和21年	702	517,415	6,266,255	6,093,263	172,992	2.8
22〃	464	218,832	5,035,783	4,894,235	141,548	2.8
23〃	744	2,304,492	6,995,332	6,879,721	115,611	1.7
24〃	554	1,122,123	4,320,688	4,252,334	68,354	1.6
25〃	584	763,453	5,486,059	5,133,162	352,897	6.4
26〃	576	1,162,585	6,014,512	5,972,032	42,480	0.7
27〃	590	1,623,610	15,075,269	15,102,034	63,235	0.4
28〃	585	1,173,958	4,222,026	3,809,091	412,935	9.8
昭和28年						
1月	17	3,702	26,523	26,523	—	—
2〃	19	6,546	38,574	38,574	—	—
3〃	46	111,240	581,413	562,104	19,309	3.3
4〃	62	159,145	436,750	367,234	69,516	15.9
5〃	62	84,161	393,152	359,053	34,099	8.7
6〃	58	103,884	445,366	390,528	54,838	12.3
7〃	98	313,165	479,337	475,051	4,286	0.9
8〃	58	182,045	530,115	389,264	140,851	26.6
9〃	44	148,400	257,052	217,308	39,744	15.5
10〃	50	25,231	142,900	142,760	140	0.1
11〃	68	146,699	323,746	308,193	15,553	4.8
12〃	142	274,819	567,098	532,499	34,599	6.1

資料出所 労働省「労働争議統計」

四六 また、作業停止労働争議(同盟罷業及び工場閉鎖)についてみると、件数五八五件、参加人員一一七万人で、二七年よりそれぞれ五件及び四五万の減少である。この作業停止労働争議によつてもたらされた労働損失日数は、四二二万日で、従来の最低記録であつた経済安定計画下の二四年を更に約一〇万日下廻る終戦後の最低となつた。しかしその反面、この労働損失日数を同盟罷業によるものと工場閉鎖によるものにわけると、工場閉鎖による損失日数は、朝鮮動乱直後工場閉鎖の瀕発した二五年の三五万日を約六万日上廻つて終戦後の最高となり、工場閉鎖による損失日数の全損失日数に対する比率は九・八%と従来にみられない高率を示している(第一八〇表参照)。

第44図 産業業別労働損失日数



第181表 産業別組織労働者数,労働争議参加人員及び損失日数

第 181 表 産業別組織労働者数、労働

産 業	組 織 労 働 者 数	総 争 議 参 加 人 員
	(A)	(B)
全 産 業	1,842,678	3,376,627
農 業 林 業 及 び 狩 猟 業	66,360	36,426
鉱 業	465,392	638,731
金 属 鉱 業	60,880	105,224
石 炭 鉱 業	378,242	519,494
建 設 業	267,890	7,052
製 造 業	1,872,460	350,918
紡 織 業	396,334	156,444
紙 及 び 類 似 品 製 造 業	60,906	18,162
印 刷 出 版 及 び 類 似 品	75,768	31,565
化 学 工 業	239,389	139,994
第 一 次 金 属 製 造 業	212,750	156,357
金 属 製 品 製 造 業	47,236	20,600
機 械 製 造 業	156,117	34,836
電 気 機 械 器 具 製 造 業	141,032	41,617
輸 送 用 機 械	209,515	149,619
卸 売 及 小 売 業	142,151	3,947
金 融 保 険 及 不 動 産 業	266,830	15,466
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	1,394,082	1,642,391
陸 運 業	661,825	610,978
水 運 業	98,328	65,785
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	124,603	336,350
通 信 業	324,647	435,693
熱、光 及 び 動 力 供 給 業	151,616	191,284
サ ー ビ ス 業	876,010	178,703
自 動 車 修 理 業 及 ガ レ ー ジ 業	17,473	15,143
公 務	456,869	1,480

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) △印は減少。

争議参加人員及び損失日数

B A	作 業 停 止 勞 働 争 議			
	件数	参 加 人 員	損 失 日 数	
			損 失 日 数	対 前 年 比 較
%				
57.8	585	173,958	4,222,026	△ 10,853,243
54.9	1	8	1,309	1,309
137.2	93	494,925	1,123,964	△ 11,015,418
172.8	15	87,556	281,631	△ 20,378
137.3	67	402,209	798,549	△ 11,023,434
2.6	9	2,594	16,449	14,127
45.4	365	408,212	1,974,527	287,909
39.5	24	36,622	83,752	△ 2,261
29.8	13	11,670	101,578	44,588
41.7	23	7,407	22,679	17,313
58.5	43	46,860	523,487	150,325
73.5	29	147,145	383,278	245,706
43.6	20	3,635	13,746	△ 10,298
22.3	59	20,451	132,408	34,582
29.5	21	28,416	117,848	△ 117,262
71.4	41	85,876	413,797	△ 209,985
2.8	7	1,532	5,804	5,430
5.8	6	577	4,891	4,318
117.8	66	219,983	740,155	△ 311,392
92.3	39	123,949	210,896	△ 212,305
66.9	8	3,502	14,658	△ 152,814
269.9	8	79,518	473,816	465,587
134.2	2	8,536	32,560	32,560
126.2	6	4,179	7,273	△ 445,355
20.4	33	45,492	346,852	167,976
86.7	10	11,838	41,443	△ 28,057
0.3	—	—	—	△ 11,139

第182表 産業別雇用者数,組織労働者数及び労働争議参加人員

第182表 産業別雇用者数、

産 業	1)		B/A
	雇用者数(A)	労働組合員数(B)	
全 産 業	14,290,000	5,842,678	40.9
農業、林業及び狩猟業	650,000	66,360	10.2
漁 業	190,000	33,895	17.8
鉱 業	600,000	465,392	77.6
建 設 業	910,000	267,890	29.4
製 造 業	4,810,000	1,872,460	38.9
卸売及び小売業	2,180,000	408,981	18.8
金融保険及び不動産	1,740,000	1,394,082	80.1
運輸通信及びその他の公益事業	2,140,000	876,010	40.9
サ ー ビ ス 業	1,070,000	456,869	42.7
公 務			

資料出所 1) 総理府統計局「労働力調査」6月分の雇用者数

2) 労働省「労働組合基本調査」

3) 労働省「労働争議統計」

組織労働者数及び労働争議参加人員

総争議参加人員(C) ³⁾	3)		損失日数(D) ³⁾	D/A	D/C
	C/A	C/B			
3,376,627	23.6	57.8	4,222,026	29.5	125.0
36,426	5.6	54.9	1,309	0.2	3.6
969	0.5	2.8	8,035	4.2	829.2
638,731	106.5	137.2	1,123,964	187.3	176.0
7,052	0.8	2.6	16,449	1.8	233.3
850,918	1.7	45.4	1,974,527	41.1	232.0
19,413	0.9	4.7	10,695	0.5	69.2
1,642,391	94.4	117.8	740,155	42.5	45.1
178,703	8.4	20.4	346,852	16.2	194.1
1,480	0.1	0.3	—	—	—

四七 このような労働損失日数の減少は、産業別労働損失日数に示されるとおり、主として炭労、電産が前年の長期ストの疲労が未だ快復せず、これらの部門では二八年中目立つた動きをみせなかつたことによるものであつた。従つて、製造業、運輸業においては、損失日数はわずかながら増加を示しており、これは鉄鋼労連、全日通などがはじめての統一ストを行つたことなどを反映するものである。本年の特徴は争議が比較的広く、各産業部門に分散して行われたことであるといえよう(第四四図参照)。

四八 工場閉鎖は、三月に行われた昭和電工川崎工場をはじめとして、二八年中に二件七、二三、三八九(年集計による)七人を記録した。そのうち主なるものは、日産化学(四～六月)、東京機械製作所(四～六月)、大同鋼板(四月)、日本製鋼赤羽作業所(六月)、日産自動車(八-九月)、グリコ(十一月)、淀川製鋼所(一二月)であり、いずれも工場閉鎖による損失日数は一万日以上となつている。

工場閉鎖二六件のうち機械製造の五件が最も多く、化学、輸送用設備は件数はそれぞれ二件となつているが、損失日数の多い点注目される。

四九 労働争議を年間の推移で捉えると、総争議の参加人員は、公労法関係九組合が公共企業体等調停委員会に調停申請した四～五月に大巾な上昇をみせ、年末に至るまでその傾向は持続し、その間、スト規制法反対斗争の行われた七月と越年斗争の行われた一一、一二月が二つの山をなしている。

争議行為を伴うものの参加人員も、ほぼこれと同様の傾向を辿つているが、特に例年争議の少い八月が本年は炭労の企業整備反対斗争、全駐労のスト、日産化学の工場閉鎖を反映して比較的高く、一〇月の争議は秋期斗争が盛り上らなかつたために、これに比して大巾な減少をみせていることが注目される。

作業停止労働争論の参加人員は、争議行為を伴うものの参加人員と各月大きな差はみられないが、七月、一一、一二月に大きな開きがあるのは、七月には、スト規制法反対斗争における四時間未満の時限スト、就業時間中の職場大会が怠業に含まれるため、一一、一二月は、公労法適用九組合の超勤拒否、定時退庁が同様怠業として扱われているためである(第四図参照)。

五〇 二八年の労働争議を産業別にみると、総争議参加人員三三八万人中その約半数にあたる一六四万人は運輸通信及びその他の公益事業によつて占められており、この産業部門においては、争議参加率も高く、一〇〇人中九四人が何らかの争議に参加したことになつている。しかし、この部門では、国鉄、全通、全電通等適用法規の関係から争議行為を伴わない争議が多いので、作業停止労働争議は二二万人、労働損失日数は七四万日で総争議にくらべると比較的小さい。

労働損失日数を前年に比べてみると、二七年に長期のストを行つた電産が、二八年中には中央労働委員会に「労働協約、賃金問題、越年手当」の問題で関与したほかは殆んど動きをみせなかつたために、四四万五千日の減少をみせたほか、陸運業も二一万日、水運業も一五万日のそれぞれ減少をみせたが、運輸に附随するサービスが全日通の賃金斗争を反映して四六万五千日と大巾に増加した(第一八一表及び第一八二表参照)。

五一 運輸通信及びその他の公益事業に次いで組織率の高い鉱業では、雇用者一〇〇人につき総争議参加人員は一〇七人の割であり、労働者一人が年一回以上何らかの形で争議に参加したことになるわけである。しかも、この総争議参加人員のうち七七・五%が、作業停止労働争議の参加人員であるため、労働者一、〇〇〇人当り労働損失日数は一、八七三日となつており、他の産業部門に比較すれば依然として圧倒的に高い。しかし、これを炭労ストの行われた二七年にくらべれば、一割にも満たない水準であり、二六年以前とくらべても鉱業の損失日数は大巾な減少を見せている。これは、主力単産としてその動向が年間の労働争議の傾向を大きく規定していた炭労が、二七年秋の長期ストの疲れをみせて二八年中は大きな動きをみせず、斗争主力たりえなかつたためであるが、それでもなお労働損失日数の千人率が他の産業部門に比べて著しく高水準にあることは注目されねばならないであろう。

五二 鉱業における労働損失日数が大巾に減少したのに対し、製造業の労働損失日数は、むしろ増加を示し、労働攻勢において製造業の占める地位は二八年中相対的に重要性をました。すなわち、雇用者一〇〇人につき総争議参加人員は一八人にすぎないが、労働者一、〇〇〇人当り労働損失日数は四一一日で、製造業においては、比較的長期の作業停止労働争議が多かつたことが知られる。

この労働損失日数を全体として前年と比べてみると、二九万日の増加となつているが、更にこれを産業中分類別にわけて考察すると、鉄鋼労連の初の統一ストを反映する第一次金属製造業及び合化労連、紙パ労連のストによる化学工業、紙及び類似品製造業の損失日数は、前年よりそれぞれ増加をみせ、その反面、輸送用機械、電気機械器具製造業においては減少した。

また、サービス業の労働損失日数も約三五万日と前年より約一七万日の増加をみせているが、これは駐留軍労務者のストによるものである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

六 労使関係

(四) 労働争議の状況

(2) 要求事項別労働争議

五三 二人年中に発生した労働争議一,二一六件の要求事項をみると,当初予測された企業合理化に伴う人員整理は石炭鉱業及び鉄鋼業の一部におこつたほかは,一般化しなかつたため,消極的要求はむしろ減少を示し,その反面,積極的要求が増加した。

積極的要求のうち,賃金増額要求四六一件(三七・九%)が依然として主位を占めている。これは,総評が一月に出した「今後の斗争方針案」に「産業別統一賃金と最低賃金の徹底により統一斗争の強化をはかる」とある如く,賃金増額要求をもつて統一斗争の根幹となしたことが影響している(第一八三表参照)。

五四 これに次いで臨時給与金要求も四二八件(三五・二%)で前年に比べて七六件の増加をみている。このうち,一一-一二月に発生したもの二四八件であつた。なお一二月の争議は特に小規模のものが多く,件数においては戦後最大でその大半が越年斗争である。

五五 消極的要求においては,解雇反対,解雇者復職が一一九件(九・八%)で最も多いが,二七年よりは二〇件減少した。その他,特徴的な要求としては,スト規制法反対が,五九件(四・九%)であつた。

六 労使関係

(四) 労働争議の状況

(3) 規模別労働争議

五六二八年の労働争議の規模を一件当りの平均争議参加人員によつてみると、総争議においては二、六七六人で、前年より約三〇〇人の減少、争議行為を伴うもの、作業停止労働争議においては、それぞれ一、八二六人、二、〇〇七人で七〇〇人あまりの減少となつている。従つて二五年より二七年にかけて、次第に争議が大規模となる傾向があつたが、本年は一二月における小規模争議の頻発などを反映して、一件当りの平均争議参加人員は少なかつた(第一八四表参照)。

第183表 年及び要求事項別労働争議発生件数

要 求 事 項	21 年	22 年	23 年	24 年
発 生 総 件 数	910(100.0)	984(100.0)	1,419(100.0)	1,306(100.0)
積 極 的 争 議 計	1,928(211.9)	1,011(102.7)	1,083(76.3)	539(41.3)
組合の承認又は組合活動 労働協約の締結 又は全面的改訂	60(65.9)	24(2.4)	5(0.4)	—
賃 金 増 額	282(31.0)	188(19.1)	205(14.4)	143(10.9)
臨 時 給 与 金	675(74.2)	487(49.5)	615(43.3)	250(19.1)
労働時間の変更	140(15.4)	153(15.5)	155(11.0)	127(9.7)
労働時間の変更	203(22.3)	42(4.3)	17(1.2)	4(0.3)
休暇休日に関する要求	217(23.8)	44(4.5)	19(1.3)	6(0.5)
経 営 参 加	241(26.5)	47(4.8)	44(3.1)	5(0.4)
福 利 厚 生 施 設	110(12.1)	26(2.6)	23(1.6)	4(0.3)
消 極 的 争 議 計	267(29.3)	199(20.2)	334(23.5)	715(54.7)
賃 金 減 額 反 対	9(1.0)	1(0.1)	9(0.6)	49(3.8)
賃 金 定 期 支 払	23(2.5)	38(3.9)	93(6.6)	252(19.3)
事業休廃操短反対	52(5.7)	47(4.8)	53(3.7)	67(5.1)
解雇反対解雇者復職	183(20.1)	113(11.5)	179(12.6)	347(26.6)
そ の 他	1,040(114.3)	579(58.8)	560(39.5)	572(43.8)

資料出所 労働省「労働争議統計」

- (注) 1) その他のうちには、その他賃金に関する要求、解雇休業手当及退職
労働協約の効力に関する要求、その他人事に関する要求、その他が
2) 発生総件数と要求事項の合計が一致しないのは一争議が二つ以上の

働 争 議 発 生 件 数

25 年	26 年	27 年	28 年
1,399(100.0)	1,146(100.0)	1,195(100.0)	1,216(100.0)
623 (44.5)	1,031 (90.0)	964 (80.7)	1,040 (85.5)
14 (1.0)	14 (1.2)	12 (1.0)	25 (2.1)
115 (8.2)	79 (6.9)	75 (6.3)	99 (8.1)
246 (17.5)	566 (49.4)	496 (41.5)	461 (37.9)
225 (16.1)	347 (30.3)	352 (29.5)	428 (35.2)
5 (0.4)	11 (1.0)	8 (0.7)	9 (0.7)
3 (0.2)	8 (0.7)	9 (0.8)	9 (0.7)
12 (0.9)	3 (0.3)	3 (0.3)	3 (0.2)
3 (0.2)	3 (0.3)	9 (0.8)	6 (0.5)
728 (52.0)	241 (21.0)	300 (25.1)	234 (19.2)
69 (4.9)	6 (0.5)	15 (1.3)	13 (1.1)
369 (26.4)	114 (9.9)	128 (10.7)	83 (6.8)
31 (2.2)	19 (1.7)	18 (1.5)	19 (1.6)
259 (16.5)	102 (8.9)	139 (11.6)	119 (9.8)
386 (27.6)	165 (14.4)	325 (27.2)	301 (24.8)

金制度の確立及増額、その他作業条件に関する要求、
含まれる。

要求をもつことがあるため。

五七 しかし、一件当り参加人員の減少傾向は、争議を参加人員の規模別に区分してみた場合、各規模において平均に生じているために、各規模の件数、参加人員の総件数及び総参加人員に対する比率は、二七年のそれに比し大きな変化は見られない(第一八五表参照)。

六 労使関係

(四) 労働争議の状況

(4) 争議の解決状況

五八 二八年中に解決した労働争議は一、一八一件、三一七万人で、昨年より繰越した労働争議及び本年中に発生した争議一、二六二件、三三八万人中それぞれの約九四%が本年中に解決したわけである。この争議の解決方法をみると、当事者直接交渉によつて解決たものの比率は、件数、参加人員とも増大し、要望されている「労使間紛争の自主的解決」の兆がみえているが、これは解決時点における方法をとらえているため、争議の過程において関与した労働委員会の役割も見逃せないものである(第一八六表参照)。

五九 二八年中に解決した作業停止労働争議の継続期間をみると、作業停止の一日以上にわたつた争議の参加人員は、前年より減少し、特に三一日以上の争議の参加人員は、昨年の炭労ストの如き大規模かつ、長期にわたつた争議がなかつたため激減した。この反面、一〇日以下の短期争議の参加人員の実数は減少したが、その総数に対する割合は著しく増加した(第一八七表参照)。

第184表 年別一件当り平均争議参加人員

第 184 表 年別一件当り平均争議参加人員

年	総争議	争議行為を伴うもの	作業停止争議
昭和21年	2,959	784	737
22 "	4,266	432	472
23 "	4,426	2,854	3,097
24 "	2,339	1,904	2,025
25 "	1,579	1,346	1,307
26 "	2,377	2,069	2,018
27 "	2,987	2,544	2,752
28 "	2,676	1,826	2,007

資料出所 労働省「労働争議統計」

第185表 規模別発生労働争議件数及び参加人員

第 185 表 規模別発生労働争議件数及び

規 模	27 年				総 件 数
	総 争 議		争議行為を伴うもの		
	件 数	参 加 人 員	件 数	参 加 人 員	
合 計	(100%) 1,195	(100%) 2,813,666	(100%) 716	(100%) 1,724,175	(100%) 1,216
人 人 1 ~ 49	(28.8) 344	(0.3) 8,407	(25.8) 185	(0.3) 4,667	(28.1) 342
50 ~ 99	(15.5) 185	(0.5) 13,159	(12.2) 87	(0.4) 6,039	(16.9) 205
100 ~ 499	(30.6) 366	(3.1) 86,287	(31.7) 227	(3.2) 55,908	(30.3) 369
500 ~ 999	(9.2) 110	(2.7) 74,922	(10.8) 77	(3.1) 52,895	(9.1) 111
1,000 ~ 4,999	(10.5) 125	(10.0) 280,944	(13.3) 95	(12.3) 211,285	(10.1) 123
5,000人以上	(5.4) 65	(83.5) 2,349,947	(6.3) 45	(80.8) 1,393,381	(5.4) 66

資料出所 労働省「労働争議統計」

参加人員

争 議	28 年		
	争議行為を伴うもの		
	参 加 人 員	件 数	
	(100%) 2,945,016	(100%) 711	(100%) 1,304,410
	(0.3) 8,595	(24.5) 174	(0.3) 4,564
	(0.5) 14,330	(17.6) 125	(0.7) 8,721
	(3.0) 88,497	(31.0) 220	(4.1) 53,801
	(2.8) 81,221	(10.7) 76	(4.2) 55,279
	(8.9) 261,618	(10.8) 77	(12.5) 163,627
	(84.6) 2,470,755	(5.5) 39	(78.1) 1,018,418

なお、本年中に解決した争議は前年に引続きその大部分が妥協に終っており、件数では八八・五%、参加人員では九五・六%がこれに当たっている。貫徹と不貫徹に終った争議の参加人員は、それぞれ二・二%に過ぎないが件数は貫徹六・六%、不貫徹四・九%となっており、比較的小規模な争議がこのような解決結果をもたらしていることをうかがう。

また、二四、二五年当時からみると、不貫徹に終る争議は少くなっている(一八八表参照)。

第186表 年及び解決方法別労働争議解決件数及び参加人員

第186表 年及び解決方法別

項 目	総 数	当 事 者
昭和24年 {件数 参加人員	1,270 2,030,655	100.0 100.0
25年 {件数 参加人員	1,429 1,441,542	100.0 100.0
26年 {件数 参加人員	1,162 1,973,619	100.0 100.0
27年 {件数 参加人員	1,109 2,930,405	100.0 150.0
28年 {件数 参加人員	1,181 3,166,475	100.0 100.0

資料出所「労働争議統計」

(注) 本表における解決方法は、解決時点においてとらえているため労働委員会が関与したものでも解決時点において当事者直接交渉になった場

労働争議解決件数及び参加人員

直接交渉	労働委員会関与	そ の 他
%	%	%
39.4	614	52.3
25.9	1,303,017	64.2
42.2	610	42.7
38.6	358,837	24.9
43.1	477	41.0
43.1	1,055,748	53.5
43.5	467	42.1
35.1	1,417,683	48.4
47.5	448	37.9
67.3	660,258	20.9

合は「当事者直接交渉」に含まれる。

第187表 継続期間別作業停止労働争議件数及び参加人員

第187表 継続期間別作業停止

年	合 計		10 日 以 下	
	件 数	参 加 人 員	件 数	参 加 人 員
昭 和 27 年	569 (100.0)	1,572,399 (100.0)	492 (86.4)	879,696 (55.9)
28 年	554 (100.0)	984,060 (100.0)	471 (85.0)	763,517 (77.6)

資料出所 労働省「労働争議統計」

労働争議件数及び参加人員

11 日 ~ 20 日		21 日 ~ 30 日		31 日 以 上	
件 数	参 加 人 員	件 数	参 加 人 員	件 数	参 加 人 員
42 (7.4)	339,836 (21.6)	15 (2.6)	55,017 (3.5)	20 (3.5)	297,850 (18.9)
49 (8.8)	139,797 (14.2)	16 (2.9)	10,809 (1.1)	18 (3.2)	69,937 (7.1)

六 労使関係

(四) 労働争議の状況

(5) 不当労働行為

六〇 昭和二八年の不当労働行為申立件数は三九六件で、前年より七五件増加し、レッド・パージの行われた昭和二五年の五七八件につぐ数字を記録した。

その申立の内容を労働組合法第七条の各条項別に集計したもので入ると、二四、五年には全申立件数中七条一号該当事件が圧倒的に多く、申立事件の大部分が企業整備、レッド・パージによる解雇事件によつて占められていることを窺わせており、従つて申立人も個人申立の割合が大部分である。七条一号該当事件は、本年も三一六件(全申立件数の八〇%)を数え、依然として第一位を占めているが、最近の著しい特徴は七条三号該当事件が前年より増加しはじめ、とくに本年は絶対数においても、比率においても著しい増加を示していることである。

しかしこれ等の意味するものは、不当労働行為の制度が漸次利用者に理解され、浸透していつた関係もあつて、軽々に判断することは困難とみられている(第一八九条参照)。

(注)労働組合法第七条使用者は左の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。但し……以下略二、使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三、労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。

但し……以下略

第188表 解決結果別労働争議件数及び参加人員

第188表 解決結果別労働争議件数及び参加人員

項	目	総 数	貫 徹	妥 協	不 貫 徹
昭和24年	件 数	1,270(100)	137 (0.8)	845(66.5)	
	参加人員	2,073,655(100)	24,755 (1.2)	1,667,176(82.0)	288(22.7)
25年	件 数	1,429(100)	153(10.7)	1,046(73.2)	217,986(10.7)
	参加人員	1,441,542(100)	33,515 (2.3)	1,013,140(70.3)	230(16.1)
26年	件 数	1,162(100)	92 (7.9)	983(84.6)	394,887(27.4)
	参加人員	1,973,619(100)	40,659 (2.1)	1,864,400(94.5)	87 (7.5)
27年	件 数	1,109(100)	62 (5.6)	968(87.3)	68,560 (3.5)
	参加人員	2,930,405(100)	7,629 (0.3)	2,408,291(82.2)	79 (7.1)
28年	件 数	1,161(100)	77 (6.6)	1,027(88.5)	514,485(17.6)
	参加人員	2,827,332(100)	61,668 (2.2)	2,703,357(95.6)	57 (4.9)
					62,307 (2.2)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第189表 年及び条項別不当労働行為申立件数

第189表 年及び条項別不当労働行為申立件数

年 月	申立件数	7条1号	7条2号	7条3号	7条4号
昭和24年 6~12月	306(100.0)	275(89.9)	41(13.4)	45(14.7)	
25 // 1~12 //	578(100.0)	530(91.7)	67(11.6)	87(15.1)	
26 // 1~12 //	322(100.0)	288(89.4)	35(10.9)	81(25.2)	
27 // 1~12 //	321(100.0)	271(84.4)	36(11.2)	127(39.6)	1(0.3)
28 // 1~12 //	396(100.0)	316(79.8)	52(13.1)	177(44.7)	3(0.8)

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為」

(注) 各条項の合計と申立件数が一致しないのは申立が二つ以上の条項にわたることがあるため。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

六 労使関係

(五) 労使関係における諸問題

六一 ここで二八年中における労使関係上の主要な問題を取り上げて若干の検討を行うことにし、以下に(1)賃金斗争(2)合理化反对斗争(3)スト規制法反对斗争(4)駐留軍関係及び特需関係労組の問題及び(5)労使協力の五つの問題について簡単な説明を行うことにしよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

六 労使関係

(五) 労使関係における諸問題

(1) 賃金斗争

六二 総評は「賃金綱領」の具体化と、下部への浸透をねらいとして、「産業別統一賃金と最低賃金の徹底により統一斗争の強化を図る」基本方針(今後の斗争方針案)の下に、二月七日、「春季斗争スケジュール」を決定し「賃上、最低賃金法制定、軍事予算粉碎を当面の目標とし、これを日教組の教育防衛斗争、私鉄、鉄鋼等の賃上斗争、スト規制法反対等を中心として盛上」げることとした。しかし、二七年末に四単産声明を出した総評内部の批判勢力は、二月民労連を結成するにいたつたため、総評は組織問題に直面し、私鉄、全日通、鉄鋼、全織が二七年より賃金問題を持越しているにもかかわらず総評の春季斗争は、一、二月は具体的な展開をみせるにいたらなかつた。

六三 三月に至り、全日通、車輛労連が賃上げストを行つたが、これらも国会解散により斗争は専ら選挙斗争にむけられた。四月には私鉄総連、鉄鋼労連、全造船の石川島重工業、三菱日本重工業横浜造船所、五月には全国電機、紙パ労連の王子製紙、本州製紙、六月には全鉱、全織化織部会、七月には全織羊毛部会等の賃金斗争があつた。この間、合化労連の賃金斗争は一月より七月まで持読し、また六月に要求を提出した全自動車の賃金斗争は、合理化反対斗争としての性格を強くもち、九月に日産自動車の終結な見るまでつづいた。

六四 このように春季賃金斗争は、最初総評が志向したような統一的な盛り上りはみられず時期的に各単産の間にずれがあつた。

しかし、個々の争議についてみれば、次のような特徴的な幾多の争議を記録している。

六五 まず 1)昭電川崎の争議は組合が生産報償金二、一〇〇円を要求したのに対して、会社は、八五〇円(前期二七年六月から一二月は月当り二、〇〇〇円)と回答をしたため、三月二日より無期限部分ストに入り、需要期にある肥料の出荷を停止し、使用者側はその対抗手段としてロックアウトを行い、強制出荷をめぐつて激しい対立がみられた。2)日産化学の争議もほぼこれと同じケースで部分ストとロックアウトの対抗で争議は五八日に及んだが、一律五〇〇円と一人当り五五〇円の定期昇給繰上げを獲得した。これは従来単なるベースアップとはちがつた解決結果で、この結果は東洋高圧、東北肥料、日本水素の争議にも影響を与えた。

3)四、一一三円の賃上げを要求して五月二六日より無期限ストに入つた王子製紙のストは苦小牧工場のみでわが国新聞紙生産の約四割を占めている関係上、輿論の反響をよんだ。また 4)本年春季斗争の最後の一環として打出された日産自動車の賃金要求は、日経連をバツクとする使用者側の強硬な反対にあい、団交は「組合活動の制限」に関して決裂し、いわば「総資本対総労働」の争点として熾烈な対立が続けられたが、第二組合の発生により九月下旬妥結した。

六六 なお、今年の賃金斗争の要求方式の特徴の一つは、総評の唱えるベースアップ斗争の止揚、職階給打破の線が具体化して各単産において私鉄の個別賃金要求、鉄鋼労連の標準労働者三、〇〇〇円アップ、合化労連、紙パ労連の一律二、〇〇〇円プラス・アルファ、全自動車の六本柱(最低賃金の上に熟練度と勤続年数に応じた積上げを行う方式)というように、マバ方式の上につつ個別賃金要求並びに最低賃金要求となつてあらわれたことである。

六七 このような総評の要求方式に対して、日経連からは「賃金の引上げはまず企業の生産能力の向上、コストの引下げ等労使の企業努力による『支払能力』の増大に対応して実現されるべきであり、現在の経済機構の下において『支払能力』を否定するが如き賃金要求は一方的御都合主義的議論であり、また最低賃金のしに年令、勤続、家族数等生活本位のつみ重ねを行うことは労働対価の原則の否定である」といい、民労連

も「企業の支払能力におかまいなく必要なだけ賃金を要求して斗えと扇動しているが、これは経済攪乱、経済破壊を企図する者の斗争態度であると」批判した。総評はまた、これに対して「支払能力説とは、資本家の意志と政策の如何によつてどうにも動かさうる利潤の不確定な高さを基準とした無制限の賃金切り下げを意味する」と反撥している。

六八 一方、要求金額の面からみると全日通(約九三・五%)を除き、昨年の電産、炭労の如く倍額に及ぶ要求は殆んどみられず、従来に比べて地道な要求が多くなつている。

しかし、これ等の要求に対して、それを実現させるための斗争力は必ずしも十分なものとはいえず、結果的にはそれほどの成果はみられなかつた。

六九 最後に秋の賃金斗争は、民間労組においては電機労連を除き著しく低調で、それを支える支柱となつたのは公労法関係九組合を中心とする官公労の斗争であつた。

公労法関係九組合の賃金問題は、四、五月に中央調停委員会に調停申請を行い、七月に調停案が出されたがまともらず、仲裁に移行していたものである。

一〇月中旬仲裁々定が出るに及んで、政府は、公労法第一六条「公共企業体等の予算上または資金上不可能な支出を内容とするいかなる協定も政府を拘束するものではない」という規定を適用して、財政上の考慮から「明年一月以降人事院勧告、仲裁々定実施、年末手当は公務員一・二五ヵ月、公共企業体一・〇ヵ月、以上に伴い明年度一割の人員整理及び運賃、郵便料金の値上げを考慮する」こととした。これに対し、官公労、公労協は「仲裁々定の完全施、年末手当二ヵ月分」を要求して一一月二一日共に非常事態宣言を發した。

しかし給与に関する政府原案は国会を通過し、そのため、これも一二月一〇日前後には妥結するに至つた。が、国鉄においては、との斗争責任者の処分問題が賃金問題とは別に今後の問題点として一一九年へ持ち越された。

六 労使関係

(五) 労使関係における諸問題

(2) 合理化反対斗争

七〇 賃金問題と並んで本年のもう一つの問題は合理化の問題である。とくに、鉄鋼、石炭、非鉄金属、機械、紡織、化学、石油精製、造船等の産業分野で、この問題ははやくから解決を求められていたが、朝鮮休戦、MSA受入等が日程に上りはじめた二八年に入ると、「合理化の問題は絶対的な要請」（「経営者」一〇月号日経連労政部長）としてようやく軌道に上りはじめた。

七一 「合理化の結果として余剰人員の排除は必須な条件」（「経営者」一〇月号 同右）であるとする使用者側の合理化政策を、組合側は「戦争経済の矛盾を一切合さい労働大衆にシワ寄せする」（「調査時報」総評調査部長）ものとし、合理化反対斗争は抽象的なスローガンという形にしる具体的な争議という形にしる二八年の組合運動にかなり大きな比重を占めた。

七二 合理化反対斗争の主なものをあげると、三七五名の解雇をふくむ「企業再建整備案」（三七五名解雇、労働時間の一時間延長、有給休暇削減、二直制、配置転換、厚生部門の縮小、賃金切下）に反対した関東製鋼渋川工場の無期限スト（発生一二月一八日、期間二四日、参加人員七一七人、労働損失日数二六、五五九日）、四八三名の人員整理を中心とする「企業再建プラン」をめぐる大同鋼板の同盟罷業（発生四月七日、期間一九日、参加人員一、六一六人、労働損失日数二六、六八八日）と工場閉鎖（発生四月一五日、期間七日、労働損失日数二、三一二日）、尼ヶ崎製鉄呉製鋼所の賃上要求に対する人員整理の反対斗争（発生一月一日、期間一日、参加人員七七四人、労働損失日数八、五一四日）等で、これらは鉄鋼業における合理化反対斗争として取上げることができる。

このほか、賃上げその他の要求に対する回答として不採算事業場の処理要綱と約七〇〇名の人員整理案を示された帝国石油の反対斗争（発生四月一六日、期間一七日、参加人員三、六一九人、労働損失日数三七、六九二日）、日炭高公の標準作業量引上反対のための堅坑入坑拒否、昭和電工川崎の生産報償金切下反対の部分ストと工場閉鎖（罷業発生一月五日、期間四五日、参加人員九七六人、労働損失日数一四、二二一日）、全自動車の日産及び日本自動車工業における工場閉鎖（工場閉鎖発生三月一四日、期間三六日、参加人員一、八六七人、労働損失日数五八、五一六日）（賃金斗争の項参照）等も、労使双方の主張をみれば、結局合理化をめぐる逼迫した労使の対決にほかならない。

七三 人員整理問題のみに限つても、造船、化学工業の一部で帰休制度の実施、播摩造船、広島造船における希望退職による整理の動き（日本カーバイド）があり、製糸業では、自動繰糸機採用による片倉工業の人員整理反対争議（発生五月一三日、期間五日、参加人員九、八一四人、労働損失日数三八、六三一日）があつた。

綿紡関係でも十社を中心に大規模な会社の合理化案が提出されたが、多くは希望退職または配置転換で組合との間に協定が成立した。

七四 このような情勢にあつて、人員整理反対斗争として最も代表的なものは石炭鉱山におけるそれであつた。すなわち、外炭、重油の輸入によつて、中小炭鉱においてははやくから少からぬ休山、売山、閉山を出していた（中小炭鉱の休廃鉱一〇〇、一部坑口閉鎖四八炭鉱の六八坑-通産省調査七月末現在）が、夏から秋にかけてスト規制法の国会通過と時期を同じくして、遂に大手筋各社が大規模な人員整理案を発表するにいたつた。

七五 年初にすでにこのことを予期し、企業整備対策委員会を企業整備斗争の最高戦術委員会として、斗争態勢を整備していた炭労は、ただちに人員整理の全面的な撤回を要求して立上つたが、炭労傘下の各企業連と各社の交渉はいずれも決裂して実力行使に入つた。

だが実際には、各社の希望退職募集に対して応募者が続出したため、一部をのこして各社とも一ヵ月程度で大体人員整理を終えた。ただ、企業連のうち三鉱連のみは、会社側の措置を一切認めず、八月中旬非常事態宣言を発してから、保安斗争を中心に、一斉スト、指名スト、部分スト、強制入坑、抗議集会、デモ行進等家族を含めた強方な実力行使を約三ヵ月にわたってつづけた(発生八月二五日、期間七一日、参加人員四七、二七三人、労働損失日数一〇〇、三五三日)。一二月一日会社が遂に折れて、解雇通告者一、八一五名の解雇を撤回するに至り、一二月二五日組合側に有利な妥結をみて、秋季労働攻勢の一つの山となつた大手各社の人員整理問題もここに一応終了した。

七六 以上が民間産業における、主として人員整理問題をめぐる合理化反対の動きであるが、これとならんで、公務員の行政整理、駐留軍関係労務者並びに特需工場労働者の米国予算削減あるいは軍施設の移転に見なう大量人員整理も、本年の労使関係をかなり緊迫させた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

六 労使関係

(五) 労使関係における諸問題

(3) スト規制法反対斗争

七七二七年秋の電産、炭労のストはその規模において、またその対立の激しさにおいて未曾有のものといわれ、炭労に対しては最終段階に緊急調整発動の決定をみるに及んでその終息をみたが、その争議の過程において炭労の保安要員引揚げ、及び電産の停電ストの合法性が問題視せられるにいたり、スト終了後政府はこれらの行為に対しなんらかの規制を加える法案の準備に着手した。

七八一般にスト規制法とよばれるこの法律は、正式には「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」といい、三条から成る。

この法律の目的とするところは、第一条に「…電気及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民生活に関する重要性に鑑み、公共の福祉擁護のため、これらの事業について争議行為の方法に関する必要な措置を定めるものとする…」とあるように、争議権と公共の福祉を調整することであり、第二条において「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を与える行為」、いわゆる停電ストを、第三条において「鉱山保安法所定の保安業務の正常な運営を阻害する行為であつて、鉱山における人に対する危害、資源の滅失、若しくは重大な損壊又は重要な施設の荒廃を生ずるものその他不当な行為」、すなわち保安要員の引揚等の行為を争議行為として行うことを禁止している。

七九この法案が第十五国会に上呈されんとするや、総評は十一月一〇日の評議員会において「スト制限法案に対し全面的な賃上げ、職場における部分斗争をひつさげ闘う…」と声明した。

東京、大阪、福岡において開かれた公聴会において労働者代表は1)責任を労働者のみに転化する(総同盟若杉)2)単独法の形で個々の産業労働者の争議を規制することはあらゆる産業労働者を弾圧する第一歩である(総同盟若杉)3)公共福祉に名をかる資本擁護の法案である(電産藤田)4)全世界労働者にもこのような弾圧は例がない(電産藤田)と反対意地をのべた。これに対し使用者側代表は、1)本法案の制定は国民の輿論から出た政府のやむを得ない措置である(日経連入江)2)電気、石炭の外、公益性を有しないものはないのであり、電気、石炭につぐ重要産業についても今後事態の推移によつては更に考慮されなければならない(日経連入江)3)本法案に対する反対運動は差支えないが、政治ストが行われるような場合は、政治ストも制限する法律が必要である(石炭鉱業連盟早川)と全面的に賛成している。

八〇これと前後して、総評では電産、炭労、全鉱を中心に実力行使の態勢をととのえ、三月一四日「賃金値上、悪法粉碎労働者大会」を開催したが、国会が解散したためスト規制法案は、次期国会に持ちこされることとなった。

八一選挙の結果成立した第五次吉田内閣は、再びスト規制法を提案し、これに対して六月一〇日総評主催の「スト禁止法粉碎、賃金値と、夏季手当獲得労働者大会」を開催し、院内外呼応した斗争態勢に入った。

一方民労連をはじめとする右派組合は、総評の実力行使による反対斗争は逆に法案の制宛を促進するものとしてスト規制法反対労働組合協議会を組織し、独自の反対斗争をつづけた。

第190表 スト規制法反対争議

組合名	合計					第一波 (7月 4日)	第二波 (7月 11日)	第三波 (7月 27日)
	計	24時間 スト	時限 スト	職場 大会	その他			
合計	1,283,565	169,937	251,146	622,284	239,798	329,193	494,030	460,342
総評	1,102,311	163,507	247,061	507,674	184,069	276,159	425,083	401,069
総同盟	11,534			11,534		6,576	4,608	350
産別	2,491		54	2,427	10	462	1,930	99
新産別	13,228			9,676	3,552	3,524	8,624	1,080
中立	115,670	5,600	4,130	67,553	38,487	35,166	40,709	39,795
単独	38,331	830	401	23,420	13,680	7,306	13,076	17,949

(参考)

労斗スト (昭和27年)

合計	実質的な争議を伴ったもの			
	小計(A)	罷業(B)	怠業	$\frac{B}{A}$
2,693,000	1,286,378	684,689	601,689	53.2%

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 数字はすべて延人員である。

八二 実力行使は七月四日、一一日、二七日の三回にわたって行われ、主要単産は第一波、炭労、全鉱、鉄鋼労連、全自動車、全日通、電産、自治労協、第二波、炭労、全鉱、全国金属、鉄鋼労連、全自動車、国鉄、私鉄、全通、全電通、電産、第三波、炭労、鉄鋼労連、全自動車、国鉄、全日通、全通、電産であつた。その参加人員は第一波三三万、第二波四九万、第三波四六万で延一二八万を記録したが、前年の労斗ストの延人員二七〇万に比べれば規模は約半分となつている。

争議の形態は、二四時間ストを行つたのは炭労の一山八万人がその殆んどであり、時限ストを行つたのも炭労、全自動車、電産が大部分で、他は殆んど職場大会、超勤拒否、定時退庁、坐りこみ等であつた。従つて実質的な争議行為、すなわち罷業(二四時間スト及び四時間以上の時限スト)、怠業(四時間未満の時限スト及び就業時間中の職場大会)の参加実人員はそれぞれ一八万、二〇万(合計三八万)で、労斗ストにおける七六万人と比べると、約半分の規模であり、全体としてスト規制法反対斗争は前年の労斗ストよりも低調であつた(第一九〇表参照)。

八三 このように斗争が盛り上らなかつた原因は、使用者側の政治ストは容認せずとする強硬な態度に対して、組合側は組織の分裂問題を内包し、特に対象産業となつている電産が、第二組合の問題に直面していたこと、経済斗争との結びつきが弱かつたこと、電気及び石炭鉱業の二事業を対象とした単独法であるため「将来他産業にも拡張されるおそれがある」といいながらも、統一斗争が組み難かつたこと等があげられる。

六 労使関係

(五) 労使関係における諸問題

(4) 駐留軍関係及び特需関係労組の問題

八四 講和条約発効後の第二年目にあたる二八年に入ると、実質的には米軍に雇用されている駐留軍労務者や特需工場労働者の労働条件の改善が、労働組合の側から積極的に要求されはじめた。この動きは、内灘、浅間等全国にひろがっている軍事基地反対斗争とならんで占領下にはみられなかつた動きとして注目された。

八五 駐留軍関係労務者の労働関係は形態が特異であり、関係当事者も事実上は日本政府、米軍、組合の三者であるためにきわめて複雑であるが、一応前年の法律第一七四号により、1)民間労働者と同じく労働法を適用されること、2)雇用主は調達庁長官で、同長官は給与での他の労働条件を定める権限をもつこと、3)占領期間中の退職金は直ちに現金払されないこと等が定められた。しかし行政協定と労働法との間にも現実には甚だ困難な問題が横わり、日米労務基本契約改訂等五項目の要求はひきつづき組合側から提出され、本年はじめ以来スト態勢も整備されていたが、一月末の米軍首脳部を交えての交渉の結果、諸般の情勢から遂にストは断念され、戦術転換が行われた。

八六 七月にいたつて調達庁から全駐労、全日駐の二駐留軍労組に正式に提示された日米労務基本契約最終案は、保安解雇その他多くの点で組合を納得させず、三者会談、労働大臣のスト自重要請、調達庁による政府正式回答等を経て、八月には駐労共斗会議により組合の基本戦術がたてられ、駐留軍最初の大規模な全国ストライキ(発生八月、期間四日、参加人員二一、八八二人、労働損失日数二二六、四六二日)が決行された。

八七 以上のような経過を辿つて、労務基本契約の本文は一〇月、日米代表の間で調印されたが、組合側は附属書の早期解決と部分発効(保安解雇の部分)を要求、実力行使も通告されるにいたつた。

しかし、その後の情勢判断でストは中止され、部分発効は二九年一月一日を期して行われることとなつた。

八八 一〇月中労委に提訴された新賃金4求は一二月に入つて「基本給一三、九〇〇円の一〇%増(税込)」という国家公務員の給与改訂に準拠した調停案が出されて、年末には労使とも受諾の回答を行つている。八九 三月から四月にかけて、駐留軍の一部が任務変更により施設を移転することとなつて、大量の人員整理が実施された。この整理に対し、全駐労、全日駐の両労組は「部隊の移動等によつて起る整理の必要性は認められるが、具体的な解雇理由を明示すべきだ」と主張したけれども、解雇反対斗争を打出すまでにはいかなかつた。また、秋にも米国防省の予算削減に伴い、一〇月には大巾な人員整理が発表されたが、当初に計画された組合の大規模な整理反対斗争も結局各支部の自主的な斗争に終り、一部にスト突入も見られながら、あまり活潑な動きはなく、一一月五、七七五名解雇の中三、三六七名分の撤回で一段落した。

九〇 以上のほかに、年間を通じて世の注目をあびた駐留軍関係争議には、1)不良フォーマンの追放を要求した在日米軍東京輸送支部の四八時間スト(発生七月一六日、期間二日、参加人員一、四〇〇人、労働損失日数二、八〇〇日)、2)軍の三交代制勤務反対、懲戒規定の全面的撤回、基地内の組合活動の自由を認めよ、との要求で立上つた神奈川第二港湾労組の無期限スト人発生七月二三日、期間七日、参加人員八一〇人、労働損失日数五、六七〇日)、3)労働条件の改善、悪質フォーマンの追放、組合活動の自由保障、日米労務基本契約米軍案反対等二二項目の要求をかけた横浜陸上輸送部隊(C・Y・T・S)労組の七二時間スト(発生七月二八日、期間七日、参加人員一、四七〇人、損失日数一〇、二九〇日)、4)労働条件の改善、不当解雇の撤回、施設内組合活動の弾圧排除、基本契約米軍案反対等九項目の要求を提出した横浜兵器本廠(Y・O・D)の四八時間スト(発生七月二九日、期間二日、参加人員八八〇人、労働損失日数一、七六〇日)等があつた。

九一 労務基本契約改訂斗争によつて全駐労と全日駐の統一が促進された反面、全日駐では第二回大会後民

労連加盟問題をめぐって分裂の気運が崩し、横須賀分会(二、五〇〇名)を中心とする、二五組合二五、〇〇〇名が新たに日本駐留軍労働組合(日駐労)を結成したことが組織の問題としてあげられる。なお、新組織結成反対の九分会(約四、〇〇〇名)のみが会駐労との合同を決定し、総評をめぐる統一と分裂の動きがここにも反映している。

九二 駐留軍労務者の場合とやや似通った労働条件の下にある、いわゆる特需工場労働者の動きも、日本製鋼所赤羽作業所の場合にはきわめて熾烈な様相を呈した。スト中の米兵発砲事件は政治問題にまで発展したが、基本給一律税込四、〇〇〇円アップと組合活動の自由保障の要求は、一律二、五〇〇円プラス・アルファと組合活動の自由はみとめるという組合側に有利な条件で妥結した(罷業、発生六月一六日、期間九日、参加人員五、七五〇人、労働損失日数一七、二五〇日。工場閉鎖、発生六月一六日、期間六日、参加人員五、七五〇人、労働損失日数三四、五〇〇日)。

日鋼赤羽のほか、特需工場で組合が争議に参加した例は、大きなものとしては、小松製作所川崎の臨時給与金、解雇休業手当、退職金等の支払を要求した怠業(参加人員一、〇四〇名)、ビクター・オートの解雇反対、P・D関係の整理要求の罷業(発生一二月二六日、期間一日、参加八員二、七二五人、労働損失日数二、七二五日)等があげられる。なお、秋には米軍の予算削減を反映して、日鋼赤羽、日鋼武蔵等で人員整理反対の動きがみられた。

六 労使関係

(五) 労使関係における諸問題

(5) 労使協力に関する問題

九三 五月に発表された日経連の「基本的労働対策」すなわち七原則は、二八年における使用者側の労働対策の基調となるものであった。

その趣旨は、国際経済に対処するための生産コストの引下げは至上命令であり、それを実現するための労働対策は、企業合理化と生産性の向上にある。国民生活の向上は国民経済の繁栄にかかつており、産業の平和なくして国民経済の繁栄はありえないから、労使協力してこの目的を達成するために画期的な施策の転換が必要である、ということにあった。

九四 そしてこの観点から、1)労使紛争を自主的に早期解決するための調査、調整機能の整備充実、2)年中行事的なベースアップ紛争に代る事業の実態と能率に即した給与制度の合理化、3)産業破壊分子に対する強力な措置の要請、4)国民経済の確保と公共の福祉擁護のための特定争議の規制、5)労働基準法の改正、6)失業対策、7)社会保障制度の確立、と七箇条にわたる労働対策が要望された。

九五 このように労使協力が国民経済繁栄の先決問題であるとする日経連の立場は、その後九月の臨時総会における「労使協力関係の研究に関する件」の可決、十一月の常任理事会における「労使協力関係調査会設置要綱」の決定、一二月の労使協力関係調査会の初会合という形で、次第に具体化した。

九六 しかし一方。「一部には益々斗争主義を強化し、政治的偏向の運動を展開して今なお反省の色なく」（於日経連創立五周年記念総会）と総評中心の労働運動をきびしく批判しており、二八年の労働争議における工場閉鎖の著しい増加は、経済的な事情にもよるであろうが、同時に使用者側のこうした強硬態度を如実に反映しているとみることもできよう。

九七 以上のような日経連を中心とする使用者側の労使協調の提案に対して、総評は、1)ILOアジア会議に対するゼスチュアであり、2)MSA援助受入体制整備のためであり、3)ストライキにつきこむ資金の節約のためであり、4)民労連に対する義理人情のための主張である、として真向から反駁を加えている。

だが、労働問題協議会の発足をはじめ、国民経済的な立場から労使関係の安定を望む声が官民の間に年間を通じてようやく高まっていることも見逃せない。
